

社会福祉法人かやの実社

平成 25 年度事業計画

はじめに

日本経済は 1990 年代初頭にバブル崩壊後、消費税率 3% から 5% への増税など緊縮財政の結果として名目 GDP の成長不全に陥り、長期のデフレが 10 年以上も続いた。経済を好転させるため政府が財政赤字を紙幣増刷によってファイナンスするように提言する経済学者もあり、24 年度に成立した安倍政権ではデフレ脱却・無制限の量的緩和策「アベノミクス」を打ち出した。その後、マーケットは思惑買いから先取りした相場展開となり、安倍内閣の発足後から市場が動き、経済的効果が出ている。

しかしながら、アベノミクスには将来の人口動態、生産人口比率などが見込まれないままの公共事業の大盤振る舞いであり、将来に大きな不安を残すものとなっている。また、景気回復が一過性の場合、雇用や給与は増えず、実質賃金の引き下げなどにつながりかねず、中央銀行の独立性を損なうなどの批判も出ている。

一方、甚大な被害を生じた東日本大震災からの復興は一向に進まず、被災した地域の人々の生活や教育、保育もままならない状況が続いている。他方、その他の地方では安倍政権の国土強靱化基本計画により、3 年間で 15 兆円を投入した大々的な公共事業が実施されることになる。

保育界では、24 年度に保育制度改革が三党合意を経て交付された。しかしながら、その具体的内容や実施方法など、今後の通知・通達等でどのようなものになるかが決まると思われ、慎重に注視しなければならない。

また、保育所運営費とは別立てで、民間福祉施設給与改善加算「民改費」の仕組みを利用して保育所職員の給与改善を行う措置を安心子ども基金に盛り込んだ。しかしながら、この様な単年度の給与の上乗せでは保育士の処遇改善には繋がらず、民改費の年数上乗せなど経験豊富な職員の昇給財源を保障する仕組みでの改善が望ましい。

羽村市に於いては、公立保育園 4 園の内、23 年度に東保育園と西保育園、24 年度はさくら保育園が民営化された。なお、平成 25 年度以降にしらうめ保育園の民営化される見通しである。本法人では、そのうちさくら保育園を 24 年度に獲得し、25 年度の移行期間を経て、26 年度よりその運営を行う。

I 国の動き

平成 25 年度保育対策関係予算案

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成 24 年度予算) (平成 25 年度予算案)

430,410 百万円 → 461,142 百万円

待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大を図るとともに、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育、延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

1 待機児開放のための保育所受け入れ児童数の拡大

(1) 民間保育所運営費 425,625 百万円

待機児童解消のための保育所の受入児童数の拡大（約 7 万人増）に伴う運営費の増。

(2) 待機児童解消促進等事業費 3,071 百万円

- ・家庭的保育事業（保育ママ）
利用児童数 1 万人 → 1.3 万人
家庭的保育開設準備経費の新設
- ・認可化移行促進事業
- ・保育所分園推進事業

(3) 保育環境改善等事業 137 百万円

保育の推進のための施設の軽微な改修等を推進する。

2 多様な保育の提供等

(1) 延長保育促進事業 22,528 百万円

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。 58.0 万人 → 60.2 万人分

(2) 家庭的保育事業（保育ママ）【再掲】 2,916 百万円

(3) 病児・病後児保育事業 4,841 百万円

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業や保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

病児・病後児対応型 延べ 143.7 万人 → 延べ 171.8 万人

体調不良児対応型 870 か所 → 898 か所

非施設型（訪問型） 15 か所 → 15 か所

(4) 休日・夜間保育事業 808 百万円

保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。

休日保育事業 10 万人 → 11 万人

夜間保育推進事業 224 か所 → 252 か所

(5) その他の保育の推進 4,132 百万円

事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

※ 家庭支援推進保育事業については子育て支援交付金から母子家庭等対策総合支援事業へ移行して、引き続き同内容で実施。

(参考) 平成 24 年度補正予算案, 予備費による支援

平成 25 年度予算案での事業の他, 安心こども基金において以下の支援を実施。

1 待機児童解消のための保育士の確保 4 3 8 億円

(平成 24 年度補正予算案)

保育士の人材確保に向けて, 保育士養成施設新規卒業者の確保と保育士の就業継続を支援する各種研修等への助成, 潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置, 認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付, 保育士の処遇改善等を実施する。

①保育士確保施策の拡充 1 4 億円

I 保育士養成施設新規卒業者の確保

・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取組への助成
(保育所保育士と保育士養成施設の学生が交流する場を提供、学生を対象とした就職説明会の実施等)

・保育士養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成
(求人情報収集・学生への紹介方法などの就職担当者に対する研修等)

II 保育士の就業継続支援

・新人保育士を対象とした研修費用の助成
・保育所の管理者(所長等)を対象とした人事管理や職場環境改善等の研修費用の助成
(保育所内の相談体制、効果的なOJT、メンタルヘルスなどの研修等)

III 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等

・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の費用の助成

[保育士・保育所支援センターの業務]

・潜在保育士の相談・就職あっせん
・潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言
・保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談対応等
・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成

②保育士の資格取得と継続雇用の強化 84億円

I 認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援

・認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用や受講に伴う代替要員費の助成

II 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

・保育士養成施設の入学者を対象に保育士資格取得に必要な修学資金を貸付
※貸付を受けた者が保育所等へ就職して5年間勤務した場合には返済を免除

③保育士の処遇改善 340億円

保育士の処遇改善を図るため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)の仕組みを基礎に、処遇改善のための上乗せ分を保育所運営費とは別に交付する。

各保育所の平均勤続年数が高いほど上乗せ額が多くなる仕組みとすることで、保育士の処遇改善と離職防止に結びつける。

※交付対象：私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)

2 保育や地域の子育て支援の充実等

118億円

(平成24年度補正予算案)

認定こども園等における保育の充実や地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の機能強化等により、地域の子育て支援の充実を図る。

また、従来子育て支援交付金において行ってきた事業について、子ども・子育て支援新制度の下での円滑なスタートを目指し、安心こども基金に移行して拡充する。

① 認定こども園事業費等の改善

幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について、幼保連携型認定こども園と同程度の補助額に改善する。

※認可外保育施設運営支援事業についても、同様に改善。

② 地域子育て支援拠点事業の機能強化

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設する。

③ 一時預かり事業の機能強化

子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設する。

④ へき地保育事業の実施要件の緩和

実施要件としている1日当たり平均入所児童数10人以上を6人以上に緩和する。

3 待機児童解消のための保育所整備等 1,118億円

(平成24年度予備費)

待機児童の解消のための集中的な保育所等整備や子ども・子育て支援新制度の施行に向けた電子システムの整備を実施する。

※待機児童解消を目指す保育所等の整備（年間約7万人の受け入れ定員増）など

(参考資料1)

安心こども基金の積み増し・延長について

24年度補正予算(案) 557億円

各都道府県に設置されている「安心こども基金」について、所要額を積み増し、実施期限の延長(25年度末まで)を行う。

待機児童解消のための保育士の確保 438億円

保育士の人材確保に向けて、

- ・保育士の就業継続を支援する研修、
- ・潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置、
- ・認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得支援、
- ・保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付、
- ・保育士の処遇改善 等を実施

保育や地域の子育て支援の充実等 118億円

保育サービス等の充実

- ・認定こども園事業費等の充実(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について幼児連携型認定こども園と同程度の補助額に改善)

※認可外保育施設運営支援事業についても、同様に改善

- ・子育て支援交付金事業の組み替え・拡充

①地域子育て支援拠点事業の機能強化

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの「利用者支援」を行うとともに、世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働など「地域との協力体制」を強化した「地域機能強化型」を創設

②一時預かり事業の機能強化

休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設

③へき地保育事業の実施要件の緩和(1日当たり平均入所児童数10人以上→6人以上)など

ひとり親家庭等の支援

- ・在宅就業支援などの母子家庭等に対する就業支援や生活支援の実施

社会的養護の推進等

- ・児童養護施設等の生活環境の改善
- ・児童相談所の改修や備品整備等の環境改善、地域の創意工夫による児童虐待防止の取組
- ・東日本大震災により被災した子どもへの支援

(参考) 予備費 1,118億円

待機児童解消のための集中的な保育所等整備や子ども・子育て支援新制度の施行準備を推進するため基金を積み増し・延長

- ・待機児童解消を目指す保育所等の整備(年間約7万人の受入れ定員増)
- ・認定こども園の整備
- ・子育て支援のための拠点施設の整備
- ・放課後児童クラブの設置促進のための整備
- ・子ども・子育て支援新制度施行に向けた電子システムの整備



(参考資料2)

待機児童解消のための保育士の確保策(安心こども基金:438億円)

① 保育士確保施策の拡充(補助率1/2)【14億円】

1. 保育士養成施設新規卒業者の確保

〔目的〕・保育士養成施設卒業者の保育所への就職率を増加させる。

〔事業内容〕・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取り組みへの助成

- (保育所保育士と養成施設の学生が交流する場を提供、学生を対象とした就職フェアの実施 等)
- ・養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成(求人情報収集・学生への紹介方法などの就職担当者に対する研修 等)

2. 保育士の就業継続支援

〔目的〕・保育士の平均勤続年数を増加させる。

〔事業内容〕・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ(リアリティショック)への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務についての研修費用の助成

- ・保育所の管理者(所長等)に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用の助成(所内の相談体制、効果的なOJT、メンタルヘルスなどの研修 等)

3. 潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置等

〔目的〕・保育所に勤務していない保育士(=潜在保育士)の採用を増加させる。

〔事業内容〕・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」の費用の助成

〔保育士・保育所支援センターの業務〕

潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職業体験など) 等

- ・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成

②保育士の資格取得と継続雇用の強化（補助率3/4）【84億円】

4. 認可外保育施設に勤務する保育従事者の保育士資格取得支援

〔目的〕

○認可外保育施設に勤務している保育従事者（保育士資格なし）の、保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所へ移行することによる「認可保育所に勤務する保育士の増加」を図る。

〔事業内容〕

○認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用（通信制保育士養成施設の受講料の1/2）、受講に伴う代替要員費を助成する。



5. 保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

〔目的〕

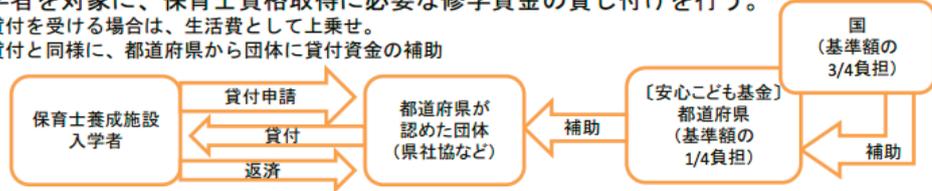
○保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行うことで、保育士養成施設の入学者の増加を図り、養成施設卒業による資格取得者の減少に歯止めをかける。また、卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除することで、保育所等に勤務する保育士の増加を図る。

〔事業内容〕

○保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。

※生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乗せ。

※介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体に貸付資金の補助



③ 保育士の処遇改善（補助率10/10）【340億円】

(1) 目的

待機児童の早期解消のため、保育所の整備等によって量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士等の確保が課題となっている。保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うことにより、保育士の確保を進める。

(2) 補助の概要

保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」(仮称)として都道府県の安心こども基金に交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付。

※1 民間施設給与等改善費は、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する保育所運営費を上乗せする仕組み。

※2 保育所運営費の予算積算上の一人当たり単価に当てはめて機械的にモデル計算した場合の改善月額

保育士(福祉職1級29号俸:月額約30万円(賞与等含む)) 約8,000円

主任保育士(福祉職2級17号俸:月額約35万円(賞与等含む)) 約10,000円

(3) 交付方法

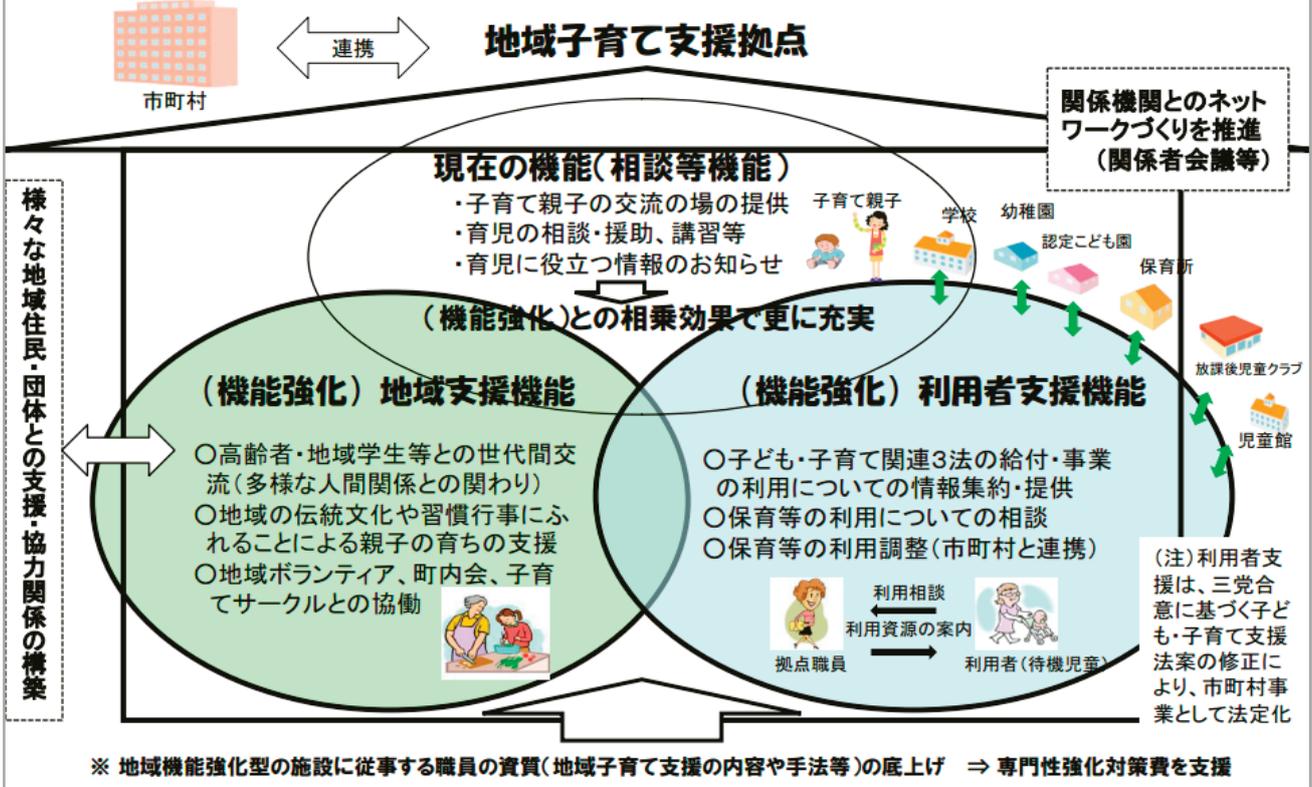
○ 都道府県の安心こども基金に国から交付。都道府県から各市町村へ交付した上で、市町村において各保育所に対して交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。

(参考資料4)

地域子育て支援拠点事業の機能強化

地域子育て支援拠点に、以下の機能を持つ「地域機能強化型」を創設(都市部中心に約1,100か所)

- ①「利用者支援機能」＝地域の子育て家庭に対して、子育て支援の情報の集約・提供等
- ②「地域支援機能」＝親子の育ちを支援する世代間交流やボランティア等との支援・協力等



(参考資料5)

一時預かり事業の機能強化

核家族化や地域のつながりの希薄化など、家庭や地域の子育て環境が大きく変化している中で、一時的に家庭において児童を保育できなくなるような事態に対応し、すべての子育て家庭の切実なニーズに応えることが必要。

このため、休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「**基幹型施設**」を創設し、児童の受け入れができる体制を充実(約700施設)。

- (対応例)
- ・日常生活上の突発的な事情(保護者の病気・けが、冠婚葬祭等)
 - ・児童虐待の予防(育児疲れや育児ノイローゼ等)
 - ・社会参加の必要(自治会・PTA活動、防災訓練等)等

一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。

機能強化

基幹型施設の創設

休日等の開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う基幹型施設を創設し、児童の受け入れができる体制を充実。

(※) 現在の補助制度では、1日8時間、週5日分の経費を補助している。

【機能強化のイメージ】



【厚生労働省・保育課・幼保連携推進室関係資料】

1. 待機児童解消のための保育士の確保について

待機児童の早期解消のため、保育所の整備等により量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士の確保が課題となっている。保育士の人材確保には、新規人材の確保はもとより、継続的に勤務することができるような改善を行うことが必要である。

平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、待機児童の解消に向けた保育士の人材確保の推進が盛り込まれた。これを受け、平成24年度補正予算において、安心こども基金により、保育士確保施策の拡充、保育士の資格取得と継続雇用の強化および保育士の処遇改善について、事業の新設及び拡充を行った。これらの事業を活用し、待機児童解消に向けた保育士確保に一層取り組まれない。

(1) 保育士確保施策の拡充

保育士養成施設新規卒業者を確保するための取り組みとして、保育所保育士と保育士養成施設の学生が交流する場の提供、学生を対象とした就職説明会の実施等が考えられる。各地方公共団体と保育士養成施設等の関係機関と連携し、積極的に取り組まれない。

保育士の就業継続支援には、保育所の管理者（所長等）や経営者への働きかけが重要である。管理者等を対象とした人事管理や職場環境改善等の研修の実施により、管内の保育所における、就業継続につながる職場環境の構築を支援されたい。

また、潜在保育士の再就職支援や保育所で働く保育士の相談及び保育所への助言を行う「保育士・保育所支援センター」の活用により、潜在保育士等への支援に取り組まれない。

保育士確保に取り組む際には、地域の保育士不足の状況をできるだけ具体的に把握し、保育所のニーズに対応した対策を取られたい。また、保育士確保に係る対策の実施にあたっては、労働関係部局、社会福祉協議会に加え労働局・ハローワークや民間の研修事業者とも連携し、関係機関の協力を得ながら、効果的な事業の実施をお願いする。

(2) 保育士の資格取得と継続雇用の強化

認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者に対し、保育士

資格取得費用を助成する事業を活用し、認可外保育施設の認可保育所への移行を促進されたい。

また、保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付により、入学者の増加を図るとともに、貸付を受けた地域で一定期間就職することで貸付金の返済を免除する仕組みにより、地域の保育所で働く人材を育成することができる。いずれの事業においても、社会福祉協議会や保育士養成施設などの協力を得ながら、事業の周知と効果的な実施を図られたい。

(3) 保育士の処遇改善

保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士等の処遇改善に取り組む民間保育所に対し 保育所運営費の 民間施設給与等改善費 民、「(改費)」を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に交付する「保) 育士等処遇改善臨時特例事業」を実施することとした。

具体的には、各保育所における職員一人当たりの平均勤続年数が長いほど上乗せ額が多くなる仕組みとすることにより、保育士の処遇の全体的な改善を図り、離職防止に結び付けることとしている。

今回の措置は、①待機児童解消のために保育所の定員増とともに保育士の確保策を講じるよう総理から指示を受けたこと、②新制度の施行を早ければ2年後に控える状況の下、保育士の確保が喫緊の課題となっていること、から保育の担い手である保育士の人材確保対策を実施するものである。

保育士の処遇については、厳しい現状があり、保育の量的拡大を緊急に進めなければならない状況の下で、大都市部はもとより、それ以外の地域でも人材確保が困難となっている。

それに対応するため、今回の補正予算により、臨時応急的かつ特例の対応として「保育士等処遇改善臨時特例事業」をあえて国が全額を負担することにより実施することとしたものである。

これは、現在の水準の国及び地方の施策(独自施策を含む)があつてもなお保育士の処遇が低いという現状を踏まえて、保育士の処遇を緊急に引き上げるために実施するものであるので、地方自治体におかれては、その趣旨を十分ご理解の上、保育士の処遇に係る施策の維持拡充進めていただきたい。

都道府県におかれては、保育士の処遇改善が確実に図られるよう事業の趣旨・内容について、管内市区町村に十分周知いただくとともに、事業の執行に特段のご協力をいただきたい。

今後とも、保育士の処遇改善と確保に国と地方が一体となって取り組み、新制度への移行を円滑に進めていきたいので、特段のご協力をお願いしたい。

2. 保育所の耐震化の促進について

(1) 耐震化の状況

保育所を利用している子どもの安心・安全を確保する観点から、保育所の建物の耐震化を図ることは重要である。、全国的な取組状況をみると平成24年4月1日現在の保育所の耐震化率は74.9%であり、引き続き耐震化の促進が必要な状況となっている。

耐震化状況の詳細をみると、各都道府県等における取組には大きな差が生じていると同時に設置主体別でみると公立保育所は72.6%、私立保育所は76.5%となっている。こうした状況を踏まえ、各都道府県等においては、管内市町村に対する情報提供等を通じて、公私ともに保育所の耐震化の促進に努められたい。

(2) 耐震化工事の施設整備費について

耐震化工事を含む私立保育所の施設整備費については、平成24年度予備費で積み増し・延長を行った安心こども基金で、引き続き支援を行うこととしている。先般、耐震化も含めた施設整備に必要な予算を各都道府県に配分したところであるので、安心こども基金の十分な活用により、早期の耐震化に努めていただきたい。

一方、公立保育所の施設整備費については、平成25年度予算案において、総務省の緊急防災・減災事業費の対象に「災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化」が盛り込まれたところであり、平成25年度に地方単独事業として行う公立保育所の耐震化工事について、緊急防災・減災事業の対象とすることとされた。これにより、緊急防災・減災事業債を事業費の100%に充当可能とし、元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入することとされたので、積極的にご活用いただき、耐震化促進を図られたい。

(3) 耐震化診断について

また、耐震化診断が必要な昭和56年以前の施設のうち、診断実施率はその半数程度56.8%となっている。耐震化の促進に向けては何より耐震化診断を行うことが重要であるため、耐震化診断率の低い地方自治体におかれてはまずは耐震化診断の早期実施にご尽力願いたい。

保育所の耐震診断に要する費用については、引き続き、国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」により補助が可能であるので、各地方公共団体の関係部局と連携を図り、当該事業を活用しながら耐震診断を着実に実施され

たい。なお、平成25年度予算案では、私立の大規模保育所（延べ面積1,500㎡以上を予定）については、補助率の嵩上げや自治体負担がない場合の補助を可能とする措置がなされるので、より一層の活用をお願いしたい。

なお、この耐震診断を行う際の法人負担分の経費については、施設運営に支障のない範囲で施設会計からの支出が可能であることを申し添える。

3. 多様な保育サービス等の推進について

延長保育や病児・病後児保育事業等の多様な保育サービスについては、平成26年度までの具体的な目標を掲げて重点的に推進しているところである。

平成24年度補正予算及び平成25年度予算案においても、目標の達成に向けた必要な予算を計上するとともに、以下のとおり事業の推進を図ることとしているので、積極的な取り組みをお願いする。

あわせて、管内市町村及び保育所等が地域における多様な保育需要に対する積極的な取り組みができるよう、特段のご配慮をお願いする。

(1) 保育や子育て支援の充実等について

認定こども園事業費、グループ型小規模保育事業、認可外保育施設運営支援事業など施設整備以外の事業については、平成24年度補正予算において積み増し・延長を行うとともに、認定こども園事業費については、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分について幼保連携型認定こども園と同程度の補助額に改善、認可外保育施設運営支援事業についても、同様に改善を行うこととしているので、引き続き事業の積極的な取り組みをお願いする。

また、一時預かり事業については、子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設、へき地保育事業については、実施要件としている1日当たり平均入所児童数10人以上を6人以上に緩和し、従来の子育て支援交付金で実施してきた事業とともに、安心こども基金に移行して拡充することとしている。なお、家庭支援推進保育事業については、母子家庭等対策総合支援事業へ移行して、引き続き同内容で実施することとしている。

なお「待機児童解消「先取り」プロジェクト」については、平成25年度も引き続き実施することとなるため、保育所緊急整備事業、グループ型小規模保育事業、認可外保育施設運営支援事業などの事業について、引き続き積極的な取り組みをお願いする。

(2) 病児・病後児保育事業について

病児・病後児保育事業については、平成26年度までに延べ利用児童数200万人の数値目標を設定し、事業の拡充を進めているところである。都道府県・市町村におかれては、地域のニーズに応えられるよう、実施か所数や受入れ児童数の増加に努めていただくなど、引き続き、病児・病後児保育事業の積極的な取り組みをお願いする。

(3) 家庭的保育事業の推進について

家庭的保育事業については、平成25年度予算案において「家庭的，保育開設準備経費」を新設し、家庭的保育事業を新規に開始する際の経費を補助することにより、家庭的保育事業の拡充を図っている。

また、平成24年度補正予算により「安心こども基金」の積み増しと延長を行い、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助を行う「家庭的保育改修事業，家庭的保育者が自宅以外で保育を実施する場合の賃借」料の補助を行う「家庭的保育賃借料補助事業，家庭的保育者等の研修」に補助を行う「家庭的保育者研修事業」を実施している。これらの事業を活用し、家庭的保育者の増加など、事業の推進に向けた積極的な取り組みをお願いする。

なお「待機児童解消「先取り」，プロジェクト」によるグループ型小規模保育事業についても、家庭的保育事業と同様に「家庭的保育開設準備経費「家庭的保育改修事業」等の対象となっているため、基金の活用とあわせて、積極的な取り組みをお願いする。

(4) 保育対策等促進事業費補助金の交付申請等について

保育対策等促進事業費補助金の交付申請及び実績報告の提出期限については交付要綱に規定されているが、従来より多くの自治体において提出期限が守られていないため、補助金の早期執行等の観点から期限厳守での提出をお願いする。

4. 保育所におけるアレルギー等のガイドラインの活用について

平成20年3月に保育所保育指針の改定に併せて策定された「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、子どもの健康及び安全の確保として、保育所における保健・衛生面の対応に関する3つのガイドラインを作成している。これらのガイドラインはいずれも厚生労働省のホームページからダウンロードが可能となっているので、保育所等への一層の周知などに積極的にご活用いただきたい。

(1) 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインについて

調査研究により 保育所におけるアレルギー疾患児への対応の難しさ，また食物アレルギーの子どもの誤食事故が起きている現状が明らかになった。保育所におけるアレルギー対応ガイドラインでは，保育所，保護者，医療関係者がアレルギー疾患に対して正しい知識を持ち，3者が連携して適切な対応を行うことを目的に，アナフィラキシーを起こしたときのエピペン（アドレナリン自己注射薬）の使用を含めた具体的な対応方法や保育所内での体制の強化・地域との連携の重要性を記載し，保育所での対応の原則を示している。平成24年9月には，このガイドラインを更に周知するためにDVDを作成し，全市区町村に送付（コピー可能）するとともに，厚生労働省ホームページの動画チャンネルでも視聴できるようにしている。

(2) 保育所における食事の提供ガイドラインについて

乳幼児期の子どもにとって「食事」は生命の保持，心身の成長など生きる力の基礎を育む上で重要なものである。しかし，子どもや保護者の「食」をめぐる現状は，利便性が優先され，食文化の継承や食を通じた豊かな経験が非常に少なくなっている。保育所における食事の提供ガイドラインでは，保育所の食事の提供方法が多様化する中で，子どもの食に関わる保育所職員を始め，管理者，行政担当者等が再考，評価，改善するためのチェックリストを作成する等，保育所における食事の質の向上を目指す内容となっている。

(3) における感染症対策ガイドライン（2012年改訂版）について

保育所における感染症対策ガイドラインを平成21年8月に発出し，乳幼児期の特性を踏まえた感染症対策の基本を示したが，平成24年4月に学校保健安全法施行規則の一部が改正され，学校で予防すべき感染症及び出席停止期間の改正があったことから，保育所における感染症対策ガイドラインについても，これとの整合性を確保するとともに，最新の知見が反映されるよう修正・加筆を行い，平成24年11月に2012年改訂版を発出した。

この中では，感染経路別に対策方法を具体的に示すとともに，保育所職員を含めた健康管理や予防接種の重要性も記載している。

5. 保育所等における安全管理及び事故防止について

保育所及び認可外保育施設における児童の安全管理については，従来よりご尽力いただいているところであるが，尊い命が失われる事故が発生している。

平成24年中に報告を頂いた死亡事故については、睡眠中に異常を発見した事例が多かったが、だんごをのどに詰まらせた事例やプールで溺れた事例等、睡眠中以外の事故も発生しているため、様々な場面での事故防止に向けた取り組みが必要である。

今後とも、貴管内の保育所等に対し「保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）の「第5章 健康及び安全」に基づき適切に対応し、施設長や管理者が中心となり、事故予防や発生時における体制を確立・強化するよう指導方お願いします。

(参考)

平成24年1月から平成24年12月までに厚生労働省に報告があった件数
145件（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ）

	負傷等				死亡	合計
	意識不明	骨折	火傷	その他		
認可保育所	0	88	1	21	6	116
認可外保育所	1	8	1	7	12	29

II 東京都の動き

1 平成24年度保育関係予算概算（抜粋）

福祉保健局

事 項	25 年 度	24 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
1 福祉保健改革の推進等			
(1) 福祉保健区市町村包括補助事業	27,400	27,400	0
地域の実情に応じ、各分野のサービスの充実に主体的に行う区市町村を支援する。			
実施主体 区市町村 対象事業 先駆的事業 選択事業 一般事業 等			
ア 医療保健政策区市町村包括補助事業	2,500	2,500	0
イ 地域福祉推進区市町村包括補助事業	3,566	3,566	0
ウ 高齢社会対策区市町村包括補助事業	3,780	3,780	0
エ 子供家庭支援区市町村包括補助事業	5,294	5,294	0
オ 障害者施策推進区市町村包括補助事業	12,260	12,260	0

事 項	25 年 度	24 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
(2) 社会福祉法人の指導検査等			
ア 福祉サービス第三者評価システム	64	64	0
サービス提供事業者の質の向上を図り、福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択できるためのしくみづくりとして、第三者機関によるサービス評価を実施する。			
イ 社会福祉法人経営適正化事業	18	19	△ 1
社会福祉法人の経営改善の促進等のため役員機能強化研修を実施するとともに、重点的な指導を要する法人の早期発見・早期対応等に取り組む。また、平成27年度の新会計基準への移行に向け、会計担当者等を対象とした研修会を実施する。			
(3) 在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業	4	4	0
本人・家族及び支援に関わる者が災害への備え及び災害発生時に適切な対応を行えるよう、区市町村が行う災害時個別支援計画の策定を支援する。			
※ 区市町村における独自の取組に対する補助は、地域福祉推進区市町村包括補助事業において実施する。			

事 項	25 年 度	24 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
3 少子社会対策の推進			
(1) 子育て応援戦略会議の取組	48	48	0
<p>大都市東京のニーズに即した、より効果的な次世代育成支援策を実施するため、「子育て応援とうきょう会議」を運営し、総合的かつ機動的に施策を推進する。</p>			
(2) 子育て推進交付金	16,631	16,532	99
<p>地域の実情に応じ、創意工夫による子育て支援全般の充実が図れるよう、市町村に交付する。</p> <p>実施主体 市町村</p>			

事 項	25 年 度	24 年 度	増(△)減
<p>(3) 安心こども基金による特別対策</p> <p>[生活文化局に計上されている事業を含む。]</p> <p>国から交付された子育て支援対策臨時特例交付金により造成した「安心こども基金」を活用して特別対策を実施する。</p> <p>ひとり親家庭等在宅就業支援事業</p> <p>高等技能訓練促進事業</p> <p>保育所緊急整備事業 等</p>	<p>百万円</p> <p>12,341</p>	<p>百万円</p> <p>9,883</p>	<p>百万円</p> <p>2,458</p>

事 項	25 年 度	24 年 度	増(△)減
(7) 待機児童解消区市町村支援事業 待機児童の解消に向け、保育の実施主体である区市町村が行う、地域の実情に応じた取組を支援する。	百万円 1,500	百万円 2,000	百万円 △ 500
(8) 定期借地権利用による認可保育所整備促進事業 認可保育所の整備を促進するため、定期借地権を利用した整備に対して支援を行う。	70	79	△ 9
(新) (9) 小規模保育整備促進支援事業（東京スマート保育） 待機児童の解消に向け、余裕教室等の公的空間や賃貸スペース等を活用した小規模保育の整備を促進する区市町村を支援する。	529	0	529

事 項	25 年 度	24 年 度	増(△)減
<p>(10) 認証保育所事業（再掲）</p> <p>大都市の多様な保育ニーズに対応するため 零歳児保育や13時間開所の義務づけなど、 都独自の基準をもつ認証保育所の設置を促 進する。</p> <p>実施主体 区市町村（区部財調算入） 補助基準額 国の保育単価を準用 1人1月 24,490円～130,420円 （定員、年齢ごとに設定）</p> <p>補助率 1/2 規 模 A型 157か所 B型 25か所</p>	<p>百万円 3,347</p>	<p>百万円 2,931</p>	<p>百万円 416</p>
<p>(11) 家庭的保育事業（再掲）</p> <p>保育を要する乳児又は幼児を、一定の要件 を満たす者が自宅等で保育する家庭的保育 事業の促進を図る。</p>	<p>986</p>	<p>831</p>	<p>155</p>

事 項	25 年 度	24 年 度	増(△)減
(12) 認定こども園運営費等補助（再掲） [生活文化局に計上されている事業を含む。] 就学前の子供に教育及び保育を一体的に提供する認定こども園に対して、国の補助に加え、都独自の補助を行うことにより、地域における子育て支援策の充実を図る。 規 模 93か所 幼保連携型 14か所 幼稚園型 46か所 保育所型 23か所 地方裁量型 10か所	百万円 3,219	百万円 2,716	百万円 503
(13) 事業所内保育施設支援事業（再掲） 企業等の次世代育成に対する取組を支援することにより、ワーク・ライフ・バランスの促進を図る。 規 模 65か所	330	373	△ 43

事 項	25 年 度	24 年 度	増(△)減
(14) 都型学童クラブ運営費補助 延長保育の実施や職員の配置など、都独自の基準を満たす民間学童クラブを支援することにより、都市型の利用者ニーズに対応したサービス向上を図る。 実施主体 区市町村 補助率 1/2 補助対象 民設民営、公設民営	百万円 927	百万円 1,106	百万円 △ 179
(15) 定期利用保育事業 パートタイム労働者に対する保育サービス拡充のため、都独自の定期利用保育事業を実施する。 実施主体 区市町村 補助率 1/2	406	335	71
(16) 駅前型病児保育事業 利用児童数の多い駅前設置や、保育施設と病児保育施設の連携による児童の送迎などに対する支援を試行的に実施することで、病児保育事業の効率的・効果的な事業手法を検証する。	9	9	0

事 項	25 年 度	24 年 度	増(△)減
(18) 児童福祉施設等整備費補助	百万円 1,122	百万円 1,933	百万円 △ 811
児童館 28か所			
学童クラブ 16か所			
児童養護施設 15か所			
自立援助ホーム 1か所			
婦人保護施設 1か所			
院内保育室 12か所			
(19) 石神井キャンパスの再編整備	283	5	278
経年により老朽化した石神井学園児童棟等の改築や耐震補強を行うための実施設計等を行う。また、虐待による重篤な症状を持つ児童に対して、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行のための準備を行う。			

2 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助事業

東京都の「民間社会福祉施設サービス推進費補助事業」は、都独自の補助事業として認可保育所に助成している。これは認可保育所に継続して助成するシステムとしては唯一のものである。

このシステムは、平成10年まで存続していた「民間社会福祉施設職員給与公私格差是正事業」（民間社会福祉施設職員の給与＝国基準単価＝と都の同種施設の職員給与との格差を是正するための事業）を改め、一旦、人件費である民間社会福祉施設サービス推進費B経費としたあと、平成16年より基本的に事業費加算である「民間社会福祉施設サービス推進費補助事業」としたものである。積算の根拠は、前出B経費の単価（当時の単価＝都-国）を既得権として残し、数値のベースとしているが、既に国の単価制度が改正された現在の状況とは合致しない仕組みとなっている。

同制度の設計当時は、本来人件費補助であったものを都の予算削減にともない廃止となるため、民間社会福祉施設職員給与の激変緩和を目的とし、助成の条件は甘いもの＝福祉労働者の給与既得権を守るため、知恵を絞り工夫して給付＝であったが、年を経るとともに助成に当たって詳細な資料が求められるようになり、額面通り事業費補助としての性格を強めてきた。

平成24年度は一層の厳密な運用を行い、都の監査においては、制度制定当時と同様の運用を行っていた施設に対し、不正受給と認定して多額の返還を求めた模様である。同制度は社会福祉法人にのみ助成されるため、昨年の中野三党合意による保育制度改革に示された多様な経営主体に対する費用の一体給付の方針に合致しないため、都では検討を要する事業としている（以前、社会福祉施設に対する都の補助金であった都法外援護は、平18年に市町村に対する交付金に改めた時点で既に子育て支援事業の一体給付となっている）。

同制度の動向は、今後の社会福祉施設経営の長期財政計画ならびに給与制度に多大な影響を及ぼすため、これからの動向を注視しなければならない。

Ⅰ. 社会福祉法人かやの実社平成 25 年度事業計画概要

1. 法人の人員配置

理事長；勝山 明里

理事長代理；武藤 清美

理事；勝山 明里 (法人全体の責任者)

武藤 清美 (施設経営責任者)

奥積 アイ (社会福祉法人理事長)

山本 壽夫 (大学教員)

川井 富美子 (羽村市社会福祉協議会監事)

二上 護 (弁護士)

今 裕司 (老人デイサービス施設長)

田中 雄二 (保育所施設長)

勝山 妍子 (スーパーバイザー)

監事；石井 賢郎 (税理事務所長)

両角 則子 (社会福祉法人理事長, 苦情処理第三者委員)

事務局；勝山 真澄 (法人事務責任者)

苦情処理；解決責任者 武藤 清美

第三者委員；両角 則子, 今井 まち子 (元看護師)

受付窓口；勝山 真澄

2. 法人予算

表 1. 社会福祉法人かやの実社平成 25 年度当初予算額 (案)

区分	収入	支出	差額
事業活動による収支	2,253,200	1,104,056	1,148,144
施設整備等による収支	0	0	0
財務活動による収支	0	0	0
予備費			1,149,144
当期資金資金収支差額合計			0
前期末支払資金残高			3,957,885
当期末支払資金残高			3,957,885

3. 法人事業活動

(1) 給与体系

現在運用中の福祉職俸給表と行二俸給表を用いた給与表は、今後とも国の保育単価の組み立てが福祉職俸給表と行二俸給表に準拠する限り使用する。看護師、11時間保育士、調理師など常勤職員の人件費が含まれる都加算が廃止、地域手当導入となった前提を受け、今後、運用が困難になることが予想される。そのため、この給与体系を維持しつつ、人件費支出を抑えながら、かつ、職員の処遇の維持充実図らなければならない。

また、民間福祉施設サービス推進費補助事業については、国保育制度と連動して大幅な見直しが予想され、法人給与制度についても検討の必要性が生じる。今年度は安心子ども基金の単年度予算として、保育所職員給与の加算が実施される。

(3) 諸規定の改訂と新会計基準への移行

平成24年度の就業規則、経理規定の改定に続き、25年度も引き続き諸規定の改定を行う。また、改訂経理規定に基づき新会計基準へ移行する。

(4) ホームページの改訂

平成26年度よりあらたにさくら保育園の運営を行うため、ホームページを全面改定しする。

(6) 防災対策

22年度に園舎の建てかえを行った結果、最新の耐震性能を獲得した。平成23年度の東日本大震災を受け、防災備品、食料等の備蓄について再検討する。また、26年度より運営を開始するさくら保育園の防災対策を検討する。

(7) 防犯対策

22年度の園舎改築により、充実した防犯対策を行った。今後は設備運用面の検討を行う。

(8) 第三者評価の受審

基本的に、第三者調査は隔年実施し、調査未実施の年は利用者アンケートを実施している。24年度は利用者アンケートのみ実施したので、25年度は第三者評価を実施する。

(9) 法人業務マニュアルの完成

日常の事業運用の中で随時見直し、改訂作業を行っている。今後、より事業

実施に即した内容に改め、実用的なマニュアルを完成させる。また、26年度より運営するさくら保育園のマニュアルも作成する。

(10) さくら保育園の運営移行作業の実施

26年度より運営するさくら保育園の運営移行作業を実施する。25年5月から市、さくら保育園保護者、かやの実保育園理事・職員（理事長、園長予定者：勝山真澄、主任予定者：山中知美）による三者協議を開始、10月より園長予定者、主任予定者の派遣、26年1月より保育士2名を加えて合同保育を実施する。

4. 中長期計画

(1) かやの実保育園長期修繕計画の策定

(株)象地域設計へ業務委託を検討。

(2) さくら保育園の耐震診断、ならびに改築プランの検討

(株)象地域設計へ業務委託を検討。

(3) さくら保育園改築

羽村市で平成27年度予算に計上。

5. 主要検討事項（給与）

(1) 保育士の給与は高い？低い？

2009年民主党政権の事業仕訳で保育所運営費が議論され、保育士給与の低さが問題となり、改善の検討が勧告された。一方、同年週刊ダイヤモンドで保育所職員の給与の高さが問題とされた。

以下、問題の記事

東京23区の保育士の平均年収は800万円を超え、園長の給与は1200万円。園長は局長レベル。保育園業界に巣くう利権の闇

週刊ダイヤモンド編集部 清水量介 2009年11月

○新規参入は断固阻止!! 保育園業界に巣くう利権の闇

保育園に入れたい子どもが増加している。その一方で、保育園の新規開設は遅々として進んでいない。株式会社などによる新規参入に、既存の保育園が政

治力まで使い反対してきたからだ。その背景には、既存の保育園の経営が利権化し、職員の待遇が恵まれていることがある。保育園業界の闇を追った。

経営感覚ゼロでも客が万来し、税金はかからず、補助金はジャブジャブ。職員には、高給取りがごろごろいる。100年に一度の不況など、どこ吹く風――。

今どき、そんな夢のような業界がある。保育園業界だ。

なにしろ保育園の需要は急増している。2009年4月時点で、認可保育園に申し込みをしているが入園できない待機児童数は、全国で約2万5000人。しかも、この1年で29.8%増と過去最大の増加を示している。

さらに、はなから諦めて申し込みをしていない潜在的な待機児童数は80万人と推計される。

これだけ需要があるのに保育園はなぜ増えないのか。その答えは、新規参入の難しさにある。保育園業界が、新規参入を断固として阻止しているのである。

○認可保育園には多額の補助金収入1200万円の園長も

保育園には、認可保育園と認可外保育園がある。認可保育園は文字どおり自治体の認可を受けたもので、国や自治体から潤沢な補助金を受け取っている。国費だけでも、年間3000億円程度が認可保育園に投入されている。

認可外保育園には、一部に東京都独自の補助金を受けられる認証保育園などがあるが、多くが補助金をまったく受けられないベビーホテルなどで、設置は自由だ。

認可外保育園が全国で約7300なのに対して、認可保育園は約2万3000。さらに、認可保育園は、自治体による公立認可保育園と社会福祉法人などによる私立認可保育園に分かれ、その数は半々である。

そして、認可保育園と認可外保育園の経営には、天国と地獄ほどの差がある。認可保育園の経営は楽で非常においしいのだ。

認可保育園は認可外保育園がもらうことのできない巨額の施設整備費を受け取っているため、園舎は立派で、園庭も大きい。それでいて、月謝の平均は約2万円と安い。これも補助金のおかげだ。

たとえば東京都では、私立認可保育園で約30万円、公立では約50万円を、0歳児1人当たりの保育費用として毎月補助している。だから、月謝が安いのだ。

一方、都心の認可外保育園の多くは、雑居ビルで運営され、0歳児の月謝は6万～7万円かかる。

これだけ差があれば、認可保育園には黙っていても園児は集まる。そして、園児が集まれば、それだけ多くの補助金が入ってくる。

おかげで、認可保育園の経営者に経営感覚は育ちにくい。「複数の物品の納

入業者から見積もりを取って、値引きさせるという当たり前のことすらやらない園もある」(認可保育園関係者)。

さらに、保育園経営が“利権化”している面もある。

私立認可保育園の多くは社会福祉法人によって運営されている。社会福祉法人は地域の篤志家などが自らの財を提供して設立し、保育園運営を始めたケースが多い。

しかし、補助金事業で公的側面が強いにもかかわらず、後任の理事長も自ら決めることができる。現在では、二代目、三代目と、後を継いでいる保育園も多い。また法人税を支払う必要がなく、一族を職員として雇うことも多い。

儲けの裏技もある。私立認可保育園の職員の給与の支払いにも補助金が投入されているが、その額は、およそ世間一般での“大卒で30歳程度”に設定されている。

ところが、一部の私立認可保育園では、女性職員は30歳までに辞めるように仕向けつつ、なるべく若い職員を中心にして人件費を抑えている。実際の賃金と補助金との差額が、利得になるからだ。

さらに、社会福祉法人の理事長は給与額を自分で決めることができる。こうして「合法的に私腹を肥やす」(認可保育園関係者)のだ。

一方、公立認可保育園に目を向ければ、園長、職員、双方が待遇面で恵まれている。

保育園の問題に詳しい、鈴木亘・学習院大学教授は、「東京23区の保育士の平均年収は800万円を超え、園長の給与は約1200万円。園長は都庁の局長レベルだ」と明かす。他の地域でも、地域の公務員に準じているという。

もちろんすべての認可保育園が、利権ばかりを気にしているわけではなく、熱意を持って保育にかかわっている良質な園もある。しかし、制度全体の設計が、放漫経営や利権目当てを生みやすい構造になっていることは否めない。

そして、これだけの利権や特権をやすやすと手放すわけがない。保育園業界は、団結して新規参入を阻止してきた。

認可保育園の新設は地方自治体が判断し、株式会社の参入など規制緩和は政府が決定する。つまり、あらゆるレベルで政治がかかわってくる。そこで、保育園業界は強い政治力を備えるようになった。

その代表格が保育3団体だ。日本保育協会、全国私立保育園連盟、全国保育園協議会連盟は強い政治力を持ち、厚生労働省の部会などにも参加している。

加えて、23区の公立認可保育園は共産党系の労働組合の影響が強い。また、全国の他の公立認可保育園は自治労(全日本自治団体労働組合)の影響が強い。現在、全国の自治体で公立認可保育園を民間に委託する動きが相次いでいるが、

これらの団体を背景に、組織的に委託反対運動を起こしているのだ。

猛反発の成果は上々だ。2000年に、国は株式会社などによる保育園設置を形式上認めたが、その中身は骨抜きだ。特殊な会計基準を強要され、補助金は既存の認可保育園に比べたら利用できないものも多かった。

なにより、政治力を気にしてか、株式会社による申請があっても、自治体が認可しないことも多い。株式会社などによる認可保育園は、全体の2%以下にとどまっている。

(2) 保育士給与の検討

全国保育士の平成15年から23年までの年齢別推移調査結果を以下に示す。全ての年齢層に於いて、保育士の給与はこの9年間横ばいもしくは若干減少傾向にある。保育単価の積算根拠である福祉職俸給表はこの間、若年層は若干増加、中間層はやや減少、高年層は減少の傾向にある。

19歳までの女性保育士の平均年収は、約193万円です。

平均月収は約16万円。ボーナスは約2万円です。

平均年齢は19歳、経験年数は約0.6年、勤務時間は約177時間、残業時間は約1.3時間となっています。

年齢別、規模10人以上の女性保育士の年収、給与、月収、ボーナス（～19歳）

年別	月収	賞与	年収	年齢	年数	勤務時間	超過時間	労働者数
平成23年	188,100	0	2,257,200	19.5	0.5	165	2	40
平成22年	135,400	0	1,624,800	18.9	0.9	169	0	40
平成21年	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年	-	-	-	-	-	-	-	-
平成19年	179,600	0	2,155,200	19.5	0.5	184	0	10
平成18年	-	-	-	-	-	-	-	-
平成17年	178,600	97,600	2,240,800	19.5	0.6	174	0	10
平成16年	166,300	20,000	2,015,600	19.5	0.5	200	4	20
平成15年	105,500	28,000	1,294,000	19.5	0.5	170	2	90
平均	158,917	24,267	1,931,267	19.4	0.6	177	1.3	35
合計								210

20歳から24歳の女性保育士の平均年収は、約260万円です。

平均月収は18万円。ボーナスは約38万円です。

平均年齢は23歳、経験年数は約2年、勤務時間は約173時間、残業時間は約5時間となっています。

年齢別、規模10人以上の女性保育士の年収、給与、月収、ボーナス（20～24歳）

年別	月収	賞与	年収	年齢	年数	勤務時間	超過時間	労働者数
平成23年	180,700	340,200	2,508,600	22.7	2.1	174	4	41,310
平成22年	187,700	389,500	2,641,900	22.7	2	173	5	44,270
平成21年	186,600	409,800	2,649,000	22.8	2.1	172	3	46,530
平成20年	180,900	352,100	2,522,900	22.7	2	174	5	55,700
平成19年	181,900	359,000	2,541,800	22.5	1.9	173	4	44,930
平成18年	183,600	361,600	2,564,800	22.4	1.8	173	5	46,330
平成17年	185,000	361,100	2,581,100	22.4	1.8	173	5	39,010
平成16年	187,400	435,500	2,684,300	22.6	2	173	5	49,710
平成15年	186,800	439,800	2,681,400	22.6	1.9	171	5	39,160
平均	184,511	383,178	2,597,311	22.6	2	173	4.6	45,217
合計								406,950

25歳から29歳の女性保育士の平均年収は、約310万円です。

平均月収は約20万円。ボーナスは約65万円です。

平均年齢は27歳、経験年数は約5年、勤務時間は約171時間、残業時間は約4時間となっています。

年齢別、規模10人以上の女性保育士の年収、給与、月収、ボーナス(25～29歳)

年別	月収	賞与	年収	年齢	年数	勤務時間	超過時間	労働者数
平成23年	200,400	586,000	2,990,800	27.3	5	173	4	31,100
平成22年	203,900	590,500	3,037,300	27.3	4.9	171	5	29,960
平成21年	201,600	677,000	3,096,200	27.3	4.5	171	4	32,370
平成20年	199,200	582,900	2,973,300	27.3	5	171	4	32,800
平成19年	204,700	627,000	3,083,400	27.4	5.3	171	4	30,100
平成18年	202,500	638,700	3,068,700	27.3	5.1	170	5	31,320
平成17年	204,500	654,700	3,108,700	27.2	5.1	172	4	22,250
平成16年	209,400	699,600	3,212,400	27.3	5.1	171	5	38,540
平成15年	210,900	750,400	3,281,200	27.3	5.3	168	4	28,080
平均	204,122	645,200	3,094,667	27.3	5	171	4.3	30,724
合計								276,520

30歳から34歳の女性保育士の平均年収は、約332万円です。

平均月収は約22万円。ボーナスは約70万円です。

平均年齢は32歳、経験年数は約8年、勤務時間は約170時間、残業時間は約4時間となっています。

年齢別、規模10人以上の女性保育士の年収、給与、月収、ボーナス(30～34歳)

年別	月収	賞与	年収	年齢	年数	勤務時間	超過時間	労働者数
平成23年	214,400	651,700	3,224,500	32.3	8.8	173	3	22,750
平成22年	214,400	678,300	3,151,100	32.4	8.3	171	3	18,020
平成21年	215,900	691,000	3,281,800	32.4	7.6	169	3	19,770
平成20年	216,400	647,500	3,244,300	32.2	7.8	166	4	22,330
平成19年	218,400	689,200	3,310,000	32.3	8.6	169	4	18,610
平成18年	218,900	688,700	3,315,500	32.2	7.8	170	4	17,150
平成17年	220,300	703,300	3,346,900	31.9	7.5	170	6	12,430
平成16年	231,500	737,300	3,515,300	32	8	171	6	15,280
平成15年	226,000	791,000	3,503,000	32.2	7.9	167	4	13,700
平均	219,578	697,556	3,321,378	32.2	8	170	4	17,782
合計								160,040

35歳から39歳の女性保育士の平均年収は、約350万円です。

平均月収は約24万円。ボーナスは約75万円です。

平均年齢は37歳、経験年数は約10年、勤務時間は約168時間、残業時間は約4時間となっています。

年齢別、規模10人以上の女性保育士の年収、給与、月収、ボーナス(35～39歳)

年別	月収	賞与	年収	年齢	年数	勤務時間	超過時間	労働者数
平成23年	229,900	712,600	3,471,400	37.5	11.3	171	4	14,260
平成22年	233,800	714,100	3,519,700	37.4	10.8	167	4	14,170
平成21年	227,400	703,900	3,432,700	37.2	9.4	167	3	15,200
平成20年	232,900	762,600	3,557,400	37.4	10.1	169	3	15,080
平成19年	224,300	720,500	3,412,100	37.2	10.4	170	4	11,710
平成18年	231,500	785,200	3,563,200	37.6	10	169	3	10,460
平成17年	236,700	755,700	3,596,100	37.3	9.6	168	4	8,530
平成16年	226,200	744,400	3,458,800	37.5	9.4	169	4	11,090
平成15年	239,000	843,200	3,711,200	37.4	10.1	166	4	9,240
平均	239,000	749,133	3,524,733	37.4	10	168	4	12,193
合計								109,740

40歳から44歳の女性保育士の平均年収は、約370万円です。

平均月収は約24万円。ボーナスは約82万円です。

平均年齢は43歳、経験年数は約12年、勤務時間は約170時間、残業時間は約4時間となっています。

年齢別、規模10人以上の女性保育士の年収、給与、月収、ボーナス(40～44歳)

年別	月収	賞与	年収	年齢	年数	勤務時間	超過時間	労働者数
平成23年	234,200	700,400	3,510,800	42.4	12.2	173	4	12,640
平成22年	230,600	721,700	3,488,900	42.4	11	168	3	14,290
平成21年	236,000	785,600	3,617,600	42.7	12.4	170	4	12,420
平成20年	240,400	827,300	3,712,100	42.2	11.3	170	4	14,450
平成19年	235,800	744,600	3,574,200	42.4	11.7	169	4	12,070
平成18年	240,500	803,500	3,689,500	42.5	12.1	171	4	12,000
平成17年	246,700	855,400	3,815,800	42.6	12.2	169	3	10,120
平成16年	256,000	904,200	3,976,200	42.5	12.8	170	4	13,380
平成15年	255,600	1,011,400	4,078,600	42.5	13.2	167	4	10,850
平均	241,756	817,122	3,718,189	42.5	12.1	170	3.8	12,469
合計								112,220

45歳から49歳の女性保育士の平均年収は、約400万円です。

平均月収は約26万円。ボーナスは約90万円です。

平均年齢は47歳、経験年数は約14年、勤務時間は約170時間、残業時間は約4時間となっています。

年齢別、規模10人以上の女性保育士の年収、給与、月収、ボーナス(45～49歳)

年別	月収	賞与	年収	年齢	年数	勤務時間	超過時間	労働者数
平成23年	248,100	685,600	3,662,800	47.4	12.7	169	4	14,490
平成22年	239,100	710,100	3,579,300	47.5	12.4	170	4	11,640
平成21年	247,200	908,300	3,874,700	47.6	13.5	170	4	11,330
平成20年	245,200	863,200	3,805,600	47.5	14.1	168	4	17,140
平成19年	249,700	854,500	3,850,900	47.5	14	169	3	13,190
平成18年	255,200	900,000	3,962,400	47.5	15.4	171	4	13,410
平成17年	264,700	944,800	4,121,200	47.3	14.7	173	4	9,530
平成16年	266,800	1,000,200	4,201,800	47.2	14.3	170	5	15,640
平成15年	281,400	1,188,800	4,565,600	47.3	16.9	168	3	10,760
平均	255,267	895,056	3,958,256	47.4	14.2	170	3.9	13,014
合計								117,130

50歳から54歳の女性保育士の平均年収は、約430万円です。

平均月収は約28万円。ボーナスは約100万円です。

平均年齢は52歳、経験年数は約17年、勤務時間は約170時間、残業時間は約4時間となっています。

年齢別、規模10人以上の女性保育士の年収、給与、月収、ボーナス(50～54歳)

年別	月収	賞与	年収	年齢	年数	勤務時間	超過時間	労働者数
平成23年	259,600	766,000	3,881,200	52.2	15.4	169	4	13,060
平成22年	271,400	936,900	4,193,700	52.5	16.6	168	3	9,830
平成21年	251,700	911,900	3,932,300	52.1	15.3	173	3	11,040
平成20年	258,100	989,300	4,086,500	52.4	18.4	169	3	12,840
平成19年	275,100	977,000	4,278,200	52.1	17.8	170	4	8,550
平成18年	279,300	1,023,100	4,374,700	52.3	17.2	170	4	6,970
平成17年	263,800	880,000	4,045,600	52.3	16.6	171	4	5,680
平成16年	300,800	1,172,000	4,781,600	52.4	19.5	170	6	6,040
平成15年	318,100	1,329,400	5,146,600	52.4	18.7	169	4	5,630
平均	275,322	998,400	4,302,267	52.3	17.3	170	3.9	8,849
合計								79,640

55歳から59歳の女性保育士の平均年収は、約480万円です。

平均月収は約30万円。ボーナスは約112万円です。

平均年齢は57歳、経験年数は約21年、勤務時間は約171時間、残業時間は約4時間となっています。

年齢別、規模10人以上の女性保育士の年収、給与、月収、ボーナス(55～59歳)

年別	月収	賞与	年収	年齢	年数	勤務時間	超過時間	労働者数
平成23年	293,900	882,500	4,409,300	56.9	18.8	167	4	5,860
平成22年	279,900	998,300	4,357,100	57.7	19.6	174	4	4,980
平成21年	280,700	1,072,700	4,441,100	57.1	18.4	170	4	6,400
平成20年	274,300	1,033,000	4,324,600	57.3	19.5	173	4	4,910
平成19年	322,700	1,180,500	5,052,900	56.9	23	175	4	4,100
平成18年	315,900	1,231,500	5,022,300	57.5	23.1	170	4	5,090
平成17年	314,600	1,202,300	4,977,500	57.3	24.3	172	3	3,580
平成16年	327,500	1,198,200	5,128,200	57.1	22.2	170	6	4,320
平成15年	318,700	1,321,300	5,145,700	56.7	21.3	168	5	2,990
平均	303,133	1,124,478	4,762,078	57.2	21.1	171	4.2	4,692
合計								42,230

60歳から64歳の女性保育士の平均年収は、約470万円です。

平均月収は約30万円。ボーナスは約110万円です。

平均年齢は62歳、経験年数は約20年、勤務時間は約173時間、残業時間は約3時間となっています。

年齢別、規模10人以上の女性保育士の年収、給与、月収、ボーナス(60～64歳)

年別	月収	賞与	年収	年齢	年数	勤務時間	超過時間	労働者数
平成23年	316,800	955,400	4,757,000	63	19.3	175	1	2,340
平成22年	252,900	969,800	4,004,600	62.2	17.4	172	3	1,460
平成21年	253,600	980,500	4,023,700	61.4	24.4	169	2	1,700
平成20年	266,200	1,041,200	4,235,600	61.6	15	170	2	1,360
平成19年	280,600	943,100	4,310,300	62.1	20.8	174	2	1,030
平成18年	355,700	1,297,600	5,566,000	62.5	28.6	189	2	790
平成17年	331,400	1,294,300	5,271,100	62.1	17.3	170	6	450
平成16年	352,400	1,348,100	5,576,900	61.8	22.8	171	5	940
平成15年	298,700	1,085,300	4,669,700	62.3	16.3	170	3	790
平均	300,922	1,101,700	4,712,767	62.1	20.2	173	3	1,207
合計								10,860

65歳から69歳の女性保育士の平均年収は、約590万円です。

平均月収は約37万円。ボーナスは約147万円です。

平均年齢は69歳、経験年数は約28.5年、勤務時間は約171時間、残業時間は約1.2時間となっています。

年齢別、規模10人以上の女性保育士の年収、給与、月収、ボーナス(65～69歳)

年別	月収	賞与	年収	年齢	年数	勤務時間	超過時間	労働者数
平成23年	317,300	1,107,500	4,915,100	67.7	22.7	177	3	440
平成22年	426,300	1,296,700	6,412,300	67	31.9	169	0	660
平成21年	359,300	1,494,100	5,805,700	66.9	18.9	156	0	810
平成20年	454,600	1,787,600	7,242,800	66.7	34.4	175	1	610
平成19年	333,500	1,270,700	5,272,700	69.1	32.1	174	2	530
平成18年	329,000	1,437,500	5,385,500	69.9	18.6	166	1	910
平成17年	353,700	1,286,900	5,531,300	68.9	23.3	172	1	600
平成16年	368,300	1,628,800	6,048,400	70.3	32.7	178	2	590
平成15年	390,800	1,891,600	6,581,200	73.8	41.7	168	1	610
平均	370,311	1,466,822	5,910,556	68.9	28.5	171	1.2	640
合計								5,760

70歳以上の女性保育士の平均年収は、約580万円です。

平均月収は約37万円。ボーナスは約146万円です。

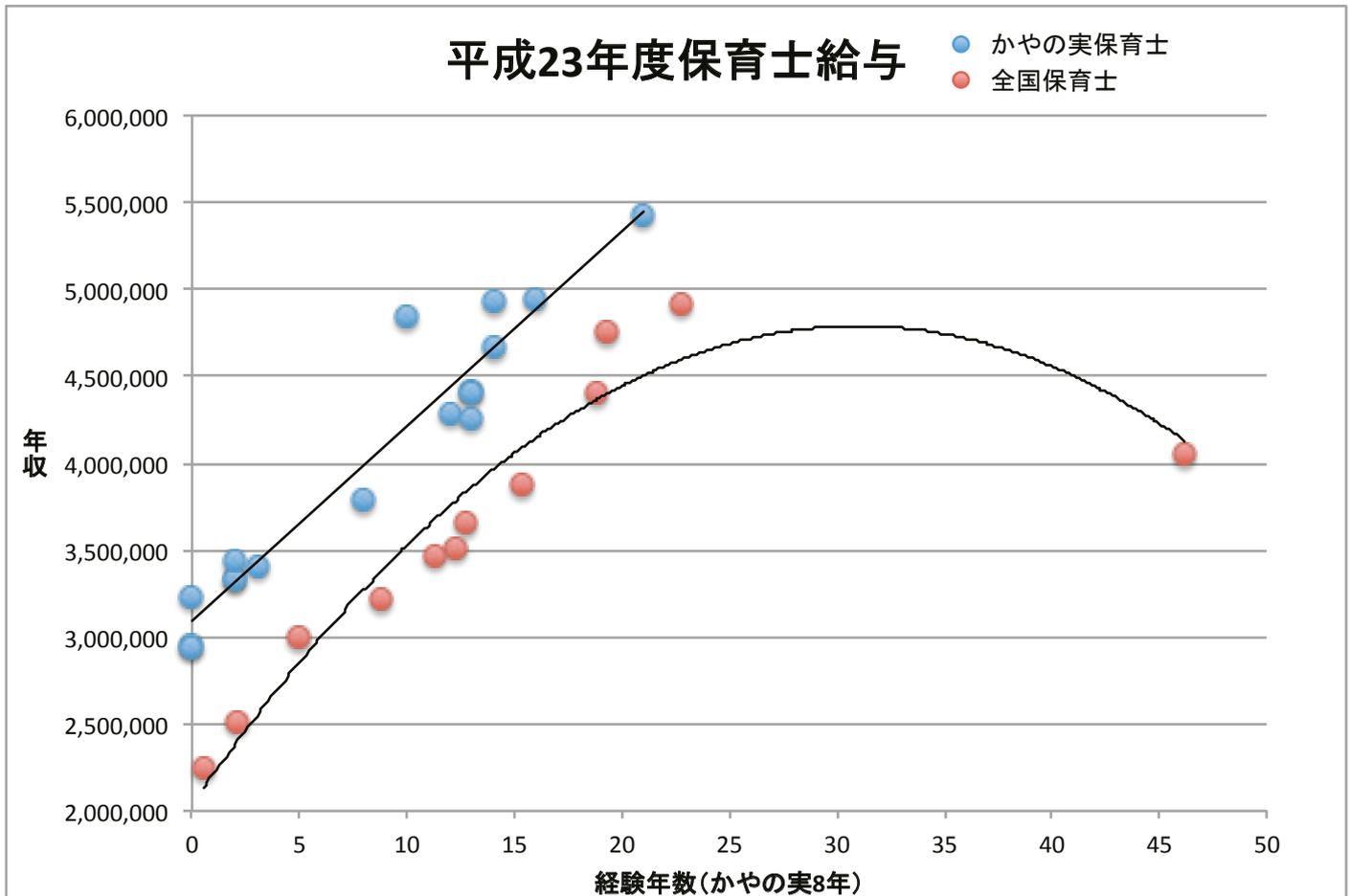
平均年齢は77歳、経験年数は約36年、勤務時間は約176時間、残業時間は約3時間となっています。

年齢別、規模10人以上の女性保育士の年収、給与、月収、ボーナス(70歳～)

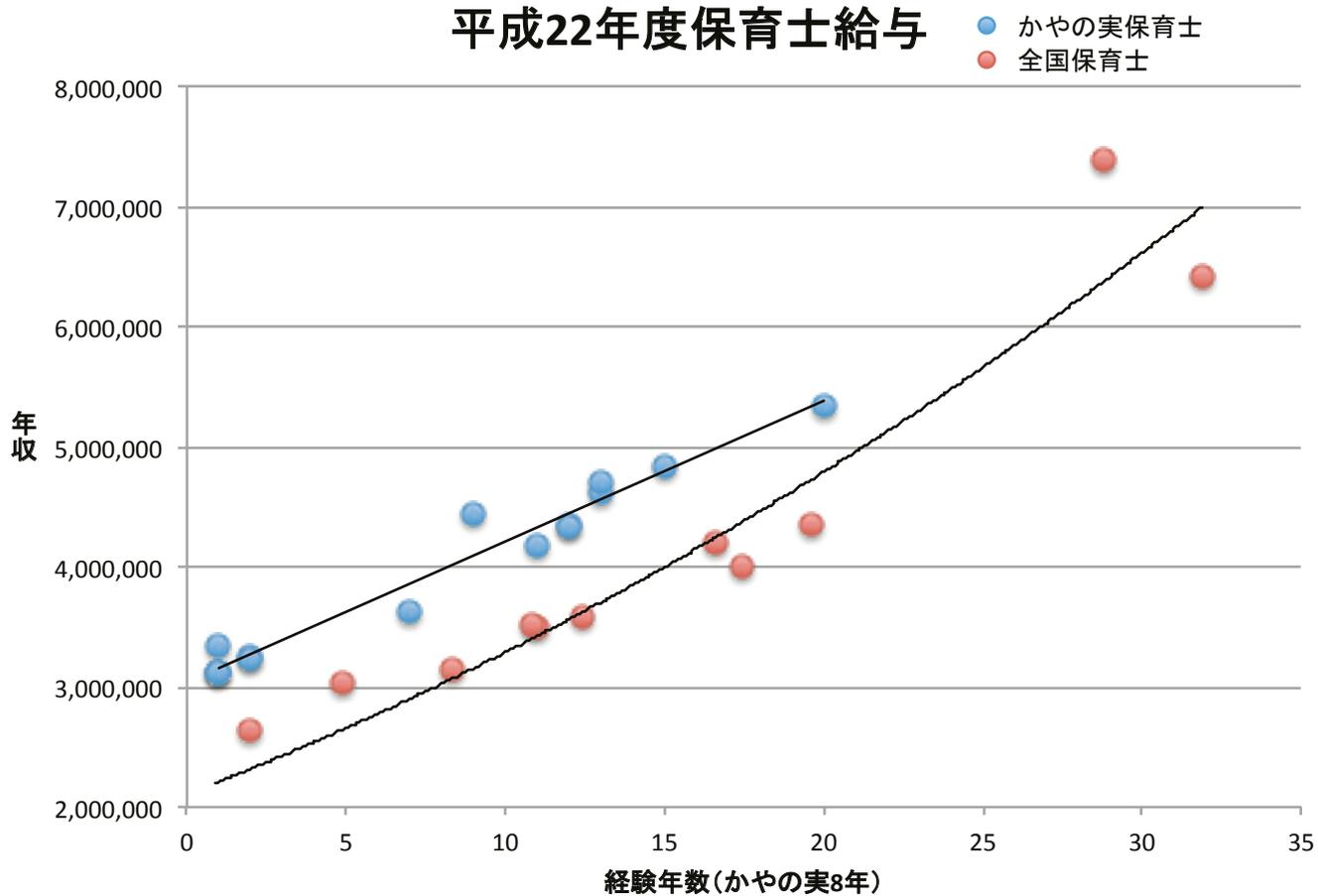
年別	月収	賞与	年収	年齢	年数	勤務時間	超過時間	労働者数
平成23年	267,300	844,400	4,052,000	81.5	46.2	177	6	920
平成22年	460,200	1,854,300	7,376,700	75	28.8	186	3	360
平成21年	396,300	1,799,100	6,554,700	76.8	31.5	171	1	610
平成20年	337,300	1,359,700	5,407,300	73	38.7	171	0	170
平成19年	-	-	-	-	-	-	-	-
平成18年	-	-	-	-	-	-	-	-
平成17年	-	-	-	-	-	-	-	-
平成16年	-	-	-	-	-	-	-	-
平成15年	-	-	-	-	-	-	-	-
平均	365,275	1,464,375	5,847,675	76.6	36.3	176	2.5	515
							合計	2,060
							総合計	1,323,360

(3) かやの実社（東京都）と全国の保育士給与比較。

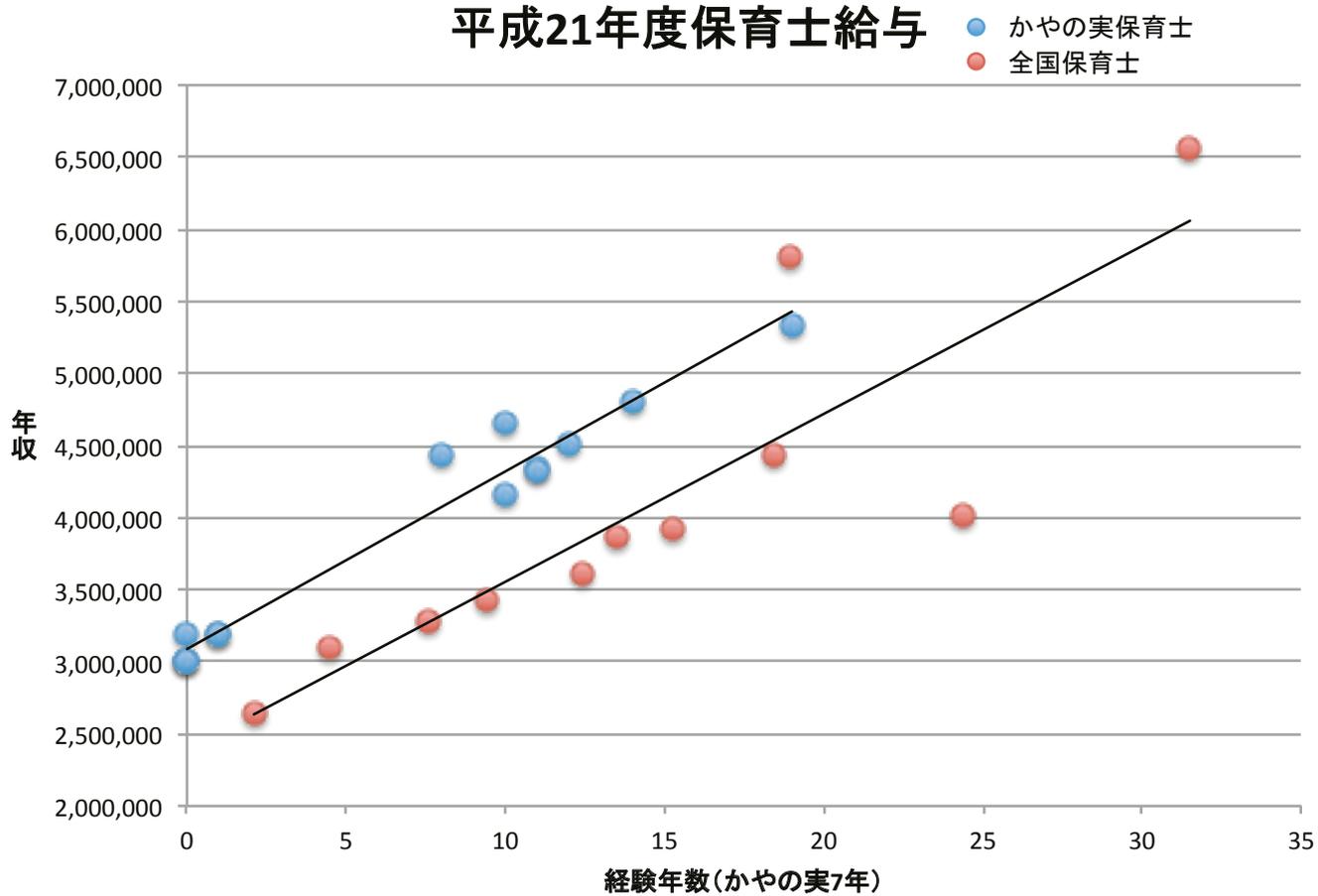
現在かやの実社で使用している福祉職俸給表は全国的にも広く採用されている。しかし、両者は交わることなくほぼ平行線を描いていることから、運用方法がかなり異なると思われる。それは東京都のサービス推進費の存在と地域手当（羽村市は0%であるが、子育て推進交付金に12%相当が残存していると考えられる）の存在が大きいと思われる。



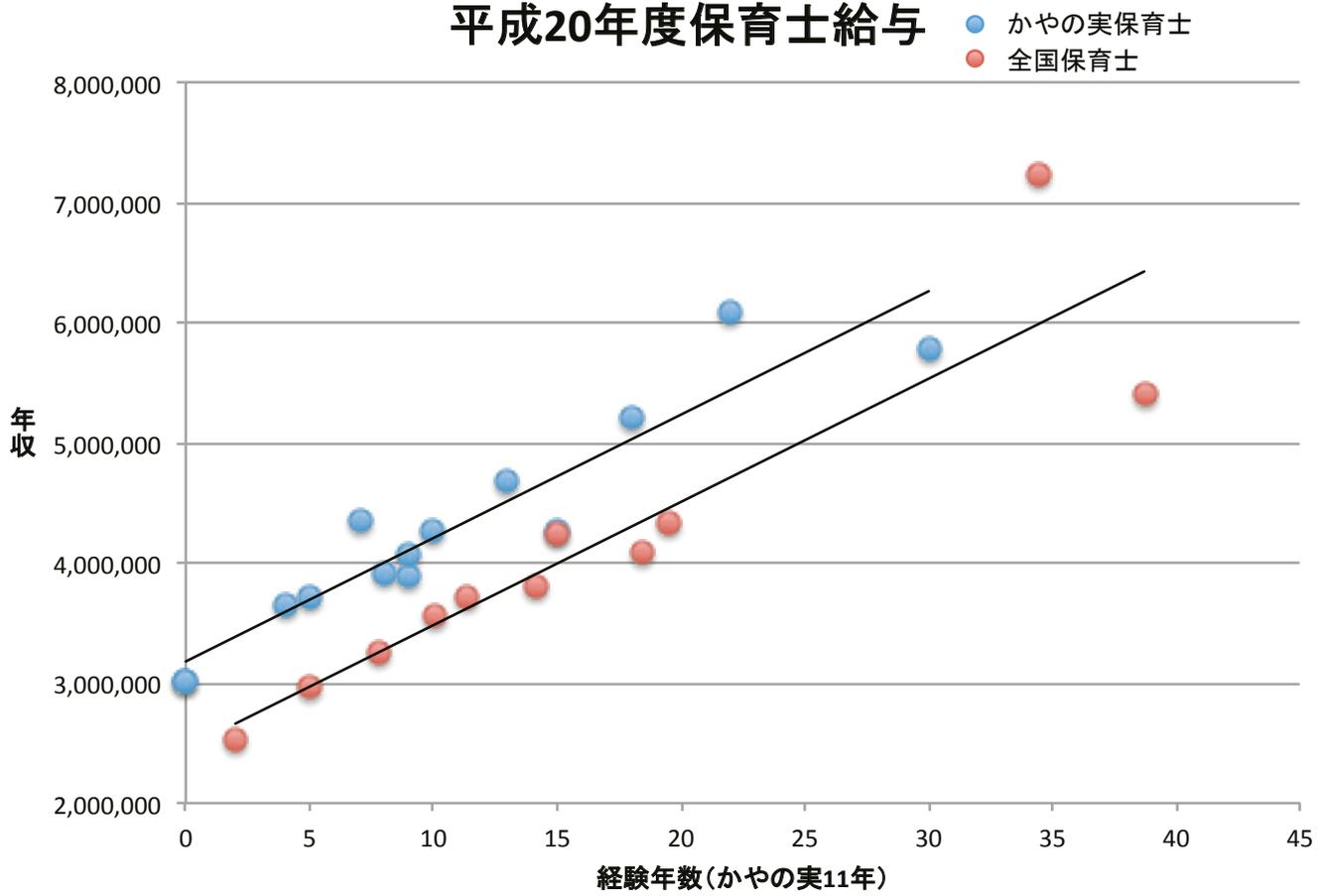
平成22年度保育士給与



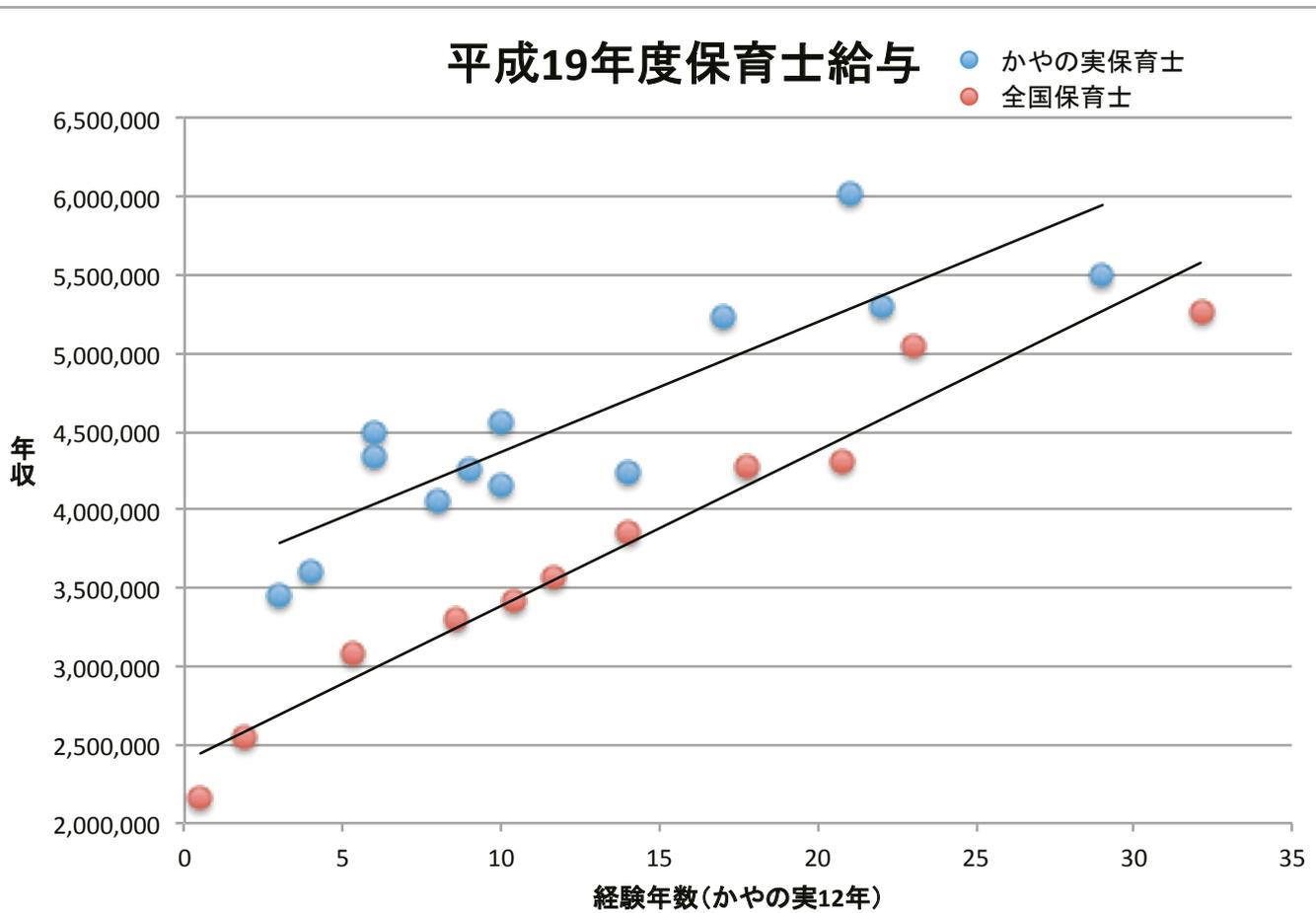
平成21年度保育士給与

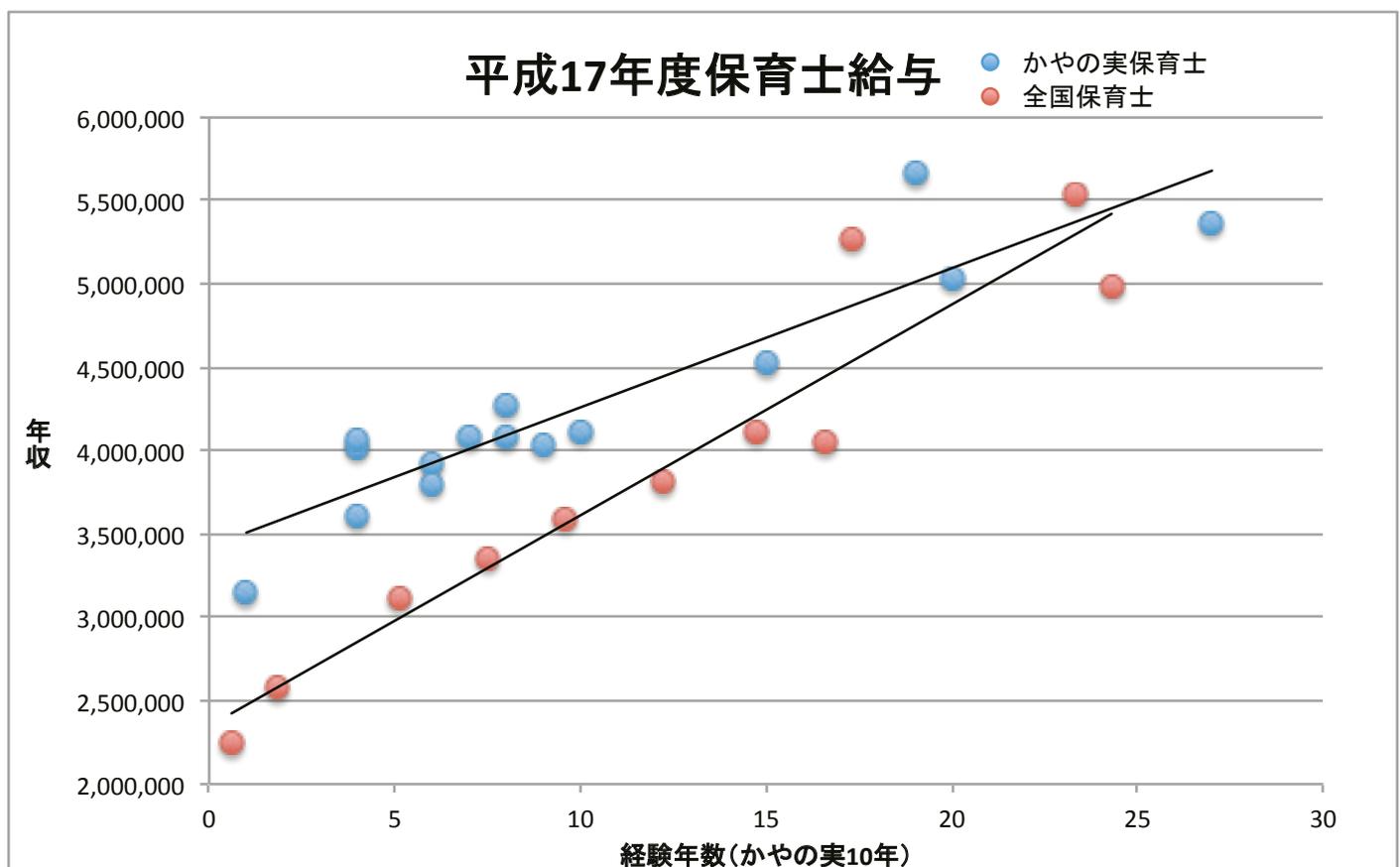
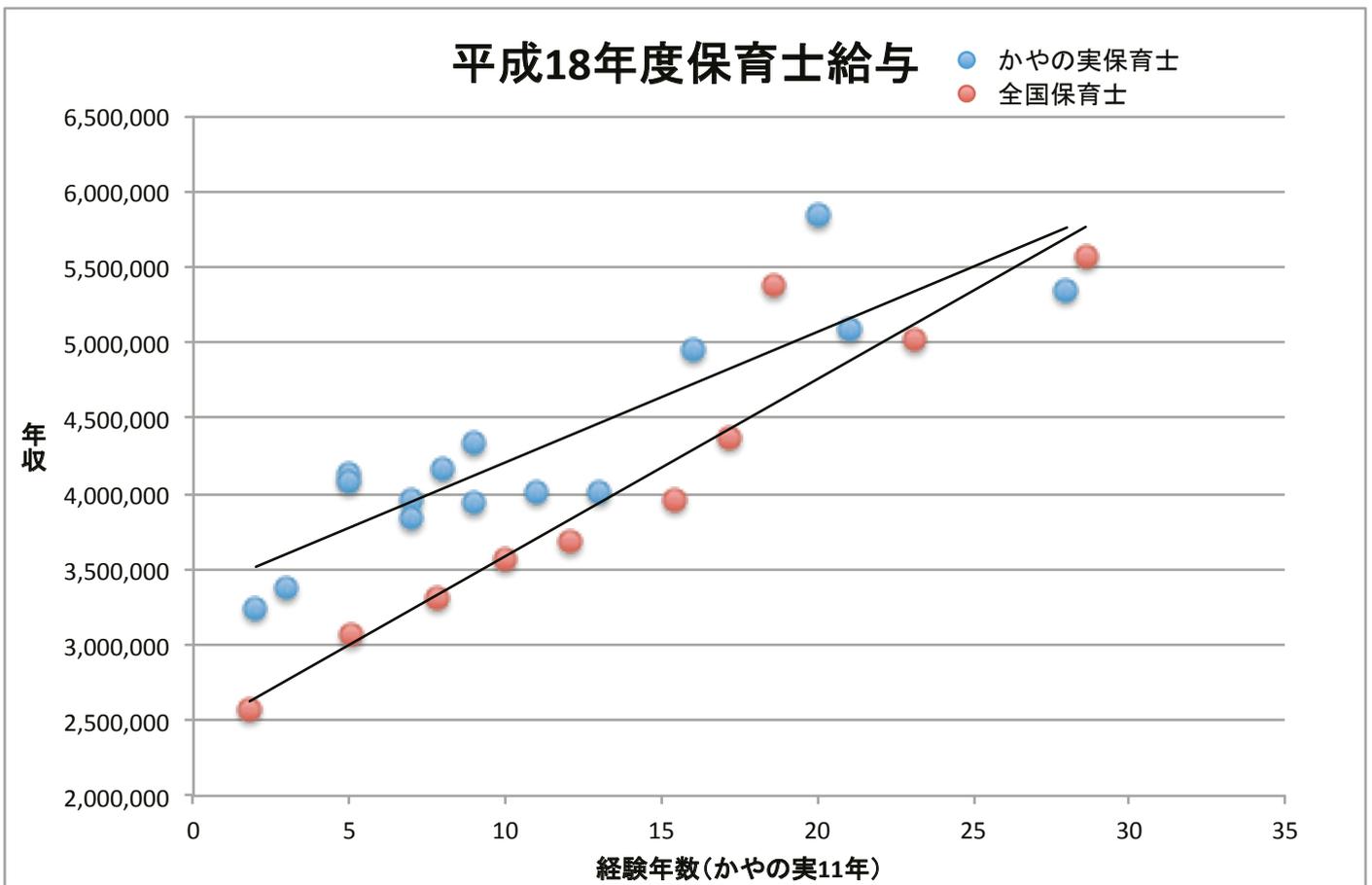


平成20年度保育士給与

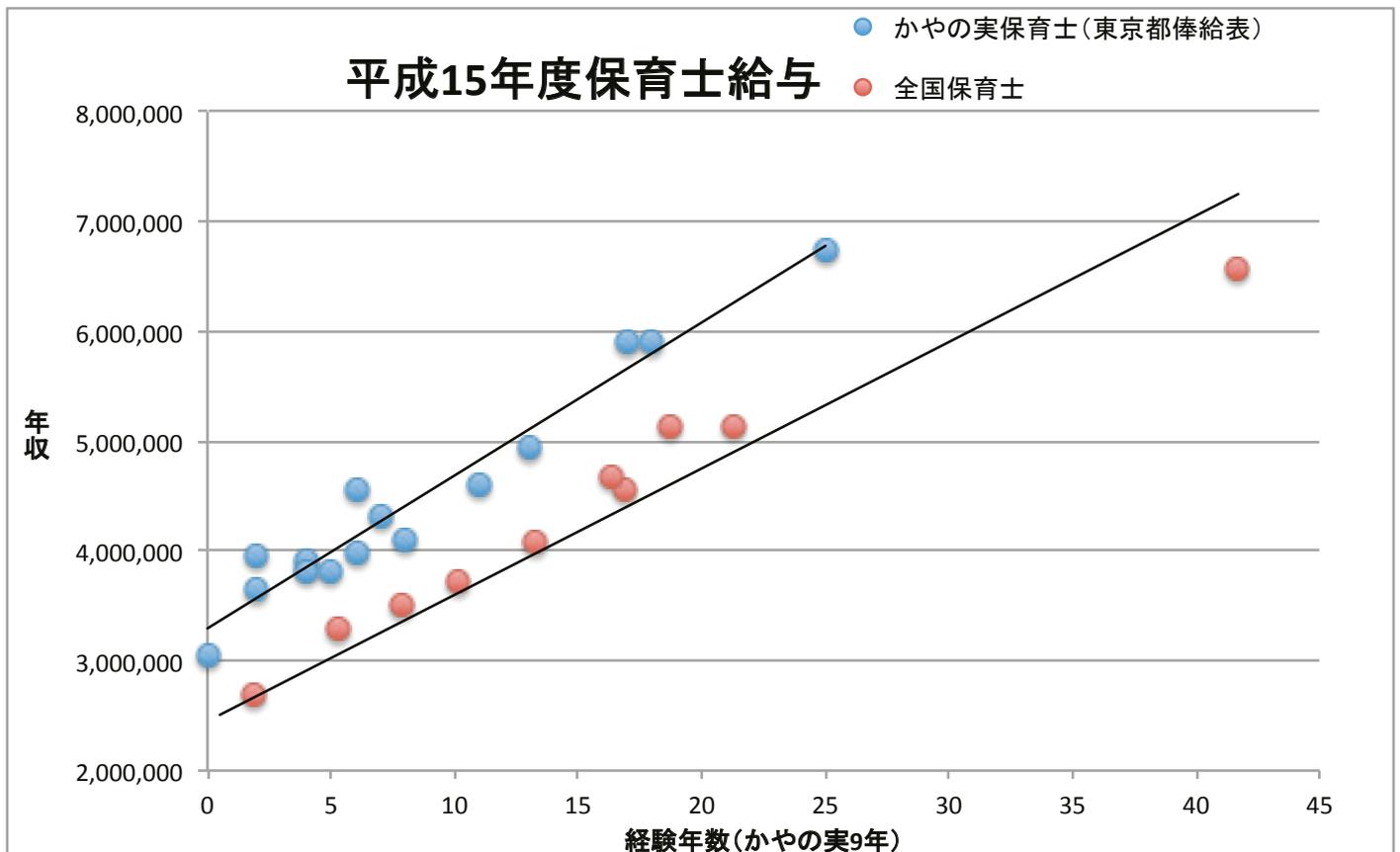
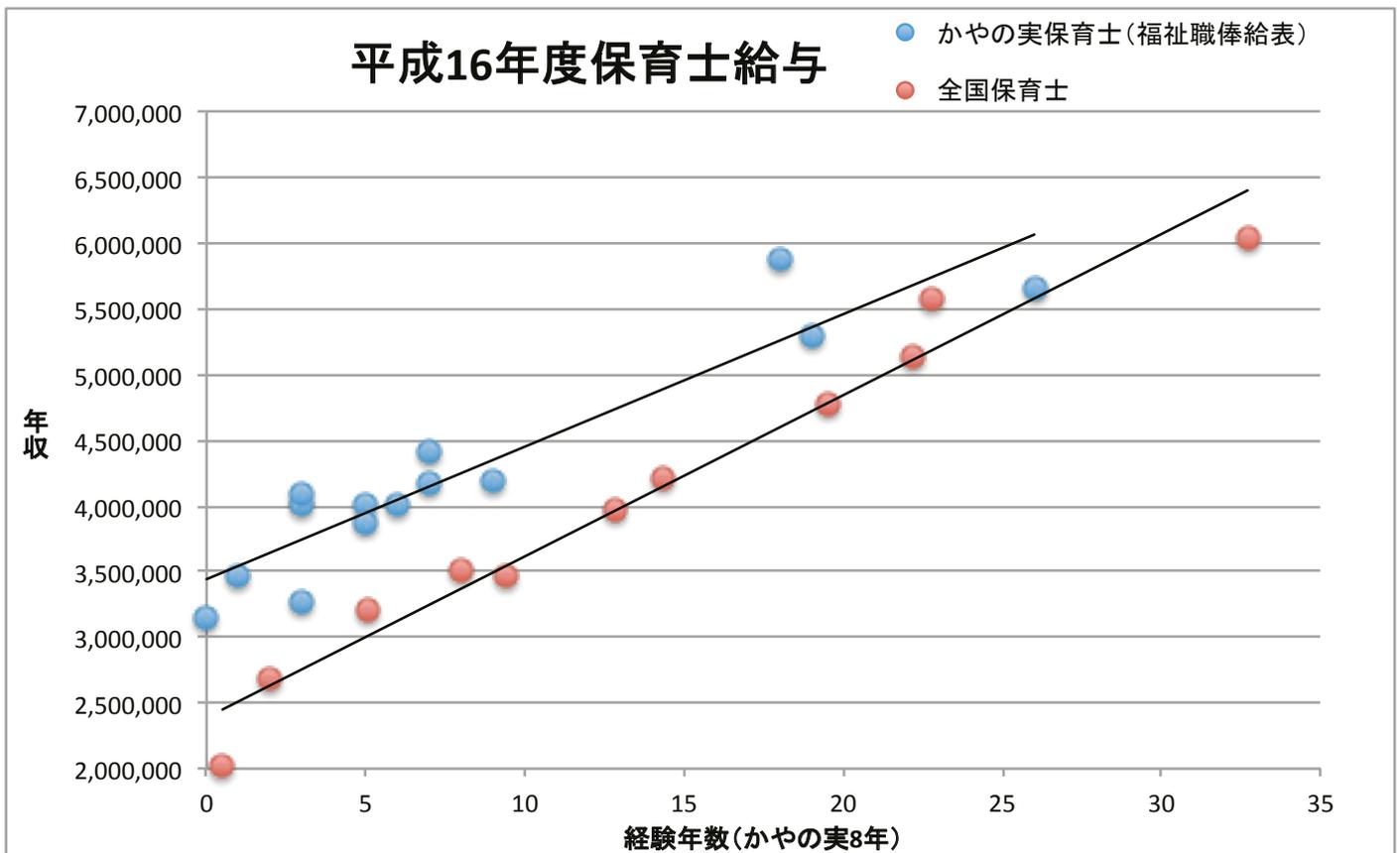


平成19年度保育士給与





現在では平行線の両者だが、平成17,18年当時は経験者で交わっていた。最近では全国では経験者の給与を削減する傾向が大きいと思われる。



平成15年のかやの実社給与は公私格差是正事業により都立保育士と同等の給与である。そのため、経験を積むほど全国との差がひろがる傾向にあった。当時は保育士の経験が最重要視された時代であった。

(3) 安心子ども基金による平成 25 年度給与の加算

項目	額	単価	人数	?	月
0歳児	509,652	1,430	11	2.7	12
1,2歳児	1,047,816	770	42	2.7	12
3歳児	213,840	300	22	2.7	12
4歳以上児	342,144	240	44	2.7	12
事務経費	0	0	(100万円)役所の事務経費と思われる		
合計	2,113,452		119		
職員数	24				
職員一人当たり	88,061				

'13/1/8

保育士給与引き上げへ 4月、最大月1万円

 ツイート 50

 いいね! 51

厚生労働省は7日、私立保育所に勤める保育士の給与を4月から引き上げる方針を固めた。具体的な額は各施設が個別に決めるが、最大月1万円程度上乗せされる見込みだ。私立保育所の保育士は公立保育所や他業種に比べて給与が低水準になっているため、待遇を改善して人材を確保し、子育て支援充実や待機児童解消につなげる。

2012年度補正予算案に計上する保育士確保対策費438億円の中から必要経費を捻出する。都道府県に設置している「安心こども基金」に積み増し、各保育所に運営費として支給する。

厚労省は、消費税増税に伴い、新しい子育て施策が15年度に本格化するまでの臨時的な措置と考えており、その後の対応は別途検討する。

保育士の待遇をめぐるっては、自民党が先の衆院選公約で「待機児童解消のため、処遇改善などによる保育士の確保をはじめ即効性のある対策を講じる」と明記。安倍晋三首相は、選挙期間中から幼児教育の無償化を打ち出し、就任後は田村憲久厚労相に保育士の待遇改善に取り組むよう指示するなど子育て施策の充実に着手。公明党からも要望が出ていた。

このほかに、保育士資格を持っている人の就職を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置や、認可外保育所の職員が保育士の資格を取得する際の費用を助成する。

II. 社会福祉法人かやの実社の運営する施設と事業

1. かやの実保育園

東京都羽村市栄町 2 丁目 1 番地の 5

- ① 認可保育所
- ② わらべの実
- ③ 老人施設交流事業
- ④ 年末保育

2. さくら保育園の運営

平成 25 年度は移行期間， 5 月より三者協議会設置， 10 月より施設見学， 1 月より合同保育を行う。

3. その他の事業

以下の事業は，本園独自の地域支援事業として栄会館を不定期に借り入れ実施してきた。これら事業は事実上子育て広場事業と同等のものであり，常時実施に向け，園舎改築後に子育て広場事業常設を前提として羽村市に働きかける。

- ① わらべうたと遊びの広場（かやの実子育て生活相談室）
- 以上，かやの実保育園平成 25 年度事業計画に示す。

Ⅲ かやの実保育園平成 25 年度事業計画

1. 保育をめぐる羽村市の状況

表 1 平成 25 年度入所状況

クラス	25 年度市定員	25 年度本園定員	24 年度末人数	最大受入数	25 年度入所決定数
0 歳	96	12	14	14	12
1 歳	157	18	20	20	20
2 歳	194	20	22	22	22
3 歳		20	22	22	22
4 歳	783	20	21	22	21
5 歳		20	22	22	24
合計	1,230	110	121	122	122

(1) 羽村市の状況について

羽村市内のここ数年の出生は 500 人前後、0 歳からの保育園への入所は約 5 分の 1、2 歳児では 5 分の 2 にまでなる。子ども全体の数は減少し、保育園から幼稚園へ転園する例はあまりない。そう考えると、乳児のうちに入園しておかないと希望の保育園に入園できない状況になる。かやの実保育園の定員は 0 歳→12 名、1 歳→18 名、2 歳以上各 20 名、合計 110 名だが各年齢 2 名増の面積数を確保している。実際には廊下のないオープンスペースの保育室であるため、各クラス 2 名以上増えても可能な面積数はある。25 年度は年長クラスに入園希望者がおり、2 家庭ともどうしても入所させて欲しいとのことで、受け入れる。内 1 名は発達遅滞があり、就学をふまえ学区内の保育園への入園を強く希望していた。

平成 25 年度は、1 歳児の待機児童が多く、0 歳児に関しては各保育園定員に満たない状態でスタートとなる。かやの実保育園では、定員通り 12 名でのスタートとなる。24 年度、3 月 1 日現在の 0 歳児数が 14 名であったため、半年間は 14 名分の運営費補助となる。

表 2 羽村市の未就学児童数の推移 (単位：人・各年度 4 月 1 日現在)

年度	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4・5 歳	合計	前年比
平成 16 年度	576	590	609	548	1,188	3,511	2
平成 17 年度	486	564	566	597	1,122	3,335	-178
平成 18 年度	508	505	566	552	1,134	3,265	-70

平成19年度	504	534	520	561	1,158	3,277	12
平成20年度	510	490	520	511	1,129	3,160	-117
平成21年度	519	521	484	518	1,089	3,131	-29
平成22年度	527	545	524	495	1,041	3,132	1
平成23年度	467	540	533	501	997	3,038	-94
平成24年度	486	475	546	540	1,000	3,047	9
平成25年度	443	495	493	542	1,012	2,985	-62

表3 保育所の定員および入所児童数の推移

年度		0歳	1歳	2歳	3～5歳	合計
平成18年度	入所定員	87	138	174	752	1,151
	入所数	73	145	192	771	1,186
平成19年度	入所定員	93	144	180	768	1,185
	入所数	76	159	190	787	1,212
平成20年度	入所定員	93	144	180	768	1,185
	入所数	88	151	199	766	1,204
平成21年度	入所定員	93	144	180	768	1,185
	入所数	95	163	191	742	1,194
平成22年度	入所定員	93	144	180	768	1,185
	入所数	96	159	199	738	1,192
平成23年度	入所定員	96	152	191	782	1,221
	入所数	91	174	204	717	1,186
平成24年度	入所定員	96	157	194	783	1,230
	入所数	101	177	211	732	1,221
平成25年度	入所定員	96	157	194	783	1,230
	入所数	79	180	207	757	1,223

※：平成23年度より かやの実保育園 定員20名増

玉水保育園 6名増

たつの子保育園 10名増

※：平成24年度より富士見第一保育園 9名増

表4 待機児童数の推移

(単位：人・各年度4月1日現在)

年度	総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
平成16年度	37	2	10	18	7	0
平成17年度	24	2	13	6	3	0
平成18年度	27	4	9	8	5	1
平成19年度	18	2	7	5	3	1
平成20年度	2	1	1	0	0	0

平成 21 年度	9	2	7	0	0	0
平成 22 年度	31	2	17	11	0	0
平成 23 年度	7	0	5	2	0	0
平成 24 年度	10	4	2	4	0	0
平成 25 年度						

3. 入所児の状況，羽村市の状況

(1) 入所児の状況について

平成 25 年度 4 月より，富士見第一保育園が新園舎となり，定員 9 名増となる。羽村市は園舎建て替えに伴い，定員数を増やしているため，待機児解消になっている。ただし，幼児クラスにおいては定員割れをしている園がある。現在は公立保育園が 4 園あるため，調整しているのか定員割れの園は公立保育園に集中している。

平成 25 年度の待機児童数については 4 月 1 日以降公表とのことであるが，1 歳児と 3 歳児の入園希望者が多く，0 歳児についてはどの園も定員に満たない状態でスタートとなる。

(2) 羽村市保育関連予算について

市長の施政方針通り従来の保育予算額を 25 年度まで確保の見込みである。加えて，22 年度より新規事業として，保育展関連公立保育園参加費（4 万円）を創設し継続している。ただし，以後の予算枠については景気回復次第という。

25 年度富士見第二保育園の建て替えを行なう。その後は公立保育園の民営化に伴い 3 年以内の立て替えが条件に入っているため，民営化後 4 園の立て替えが続く予定。

羽村市の長期計画において 25 年度，富士見第二保育園建て替え，26 年度 まつぼっくり保育園（旧西保育園），あおぞら保育園（旧東保育園）建て替え，27 年度 さくら保育園（平成 26 年度より本法人運営），私立保育園一園（たつの子保育園の予定）建て替え予定と記載された。

富士見第二保育園 25 年 4 月より仮園舎となる。あおぞら保育園においては，仮園舎の土地が決まり，26 年 1 月より仮園舎工事開始し，3 月中に仮園舎へ引っ越す予定で進められている。

(3) 公立保育園の民営化

羽村市は市立保育園 4 園の民営化を決定した。

<羽村市立保育園の民営化について>

羽村市は羽村市立保育園民営化ガイドラインを作成し、平成22年10月15日号の広報「はむら」に記載、市民に公表し意見をつのる。

平成22年12月ガイドラインが完成。

民営化の手法

民設民営方式

民営化のスケジュール

平成23年度中に東保育園，西保育園2園の事業者を公募，決定。

平成24年度中引き継ぎを行ない，平成25年度4月1日より完全移管。

平成24年度中にさくら保育園，しらうめ保育園2園の事業者を公募，決定。

平成25年度中に引き継ぎを行ない，平成26年度4月1日より完全移管。

公募対象事業者

「社会福祉法人」「日本赤十字社」「公益社団法人・公益財団法人・特例社団法人・特例財団法人」「学校法人」

*移管時新たに社会福祉法人格が取得でき，認可保育園・認証保育所・認定子ども園として1年以上保育運営実績のある事業者（法人）も対象とする。

羽村私立保育園8園を対象に羽村市子ども家庭部部長と子ども家庭部保育課課長が各園個別説明来園

平成23年度西保育園エントリー書類提出

最終選考にて市内まつの木保育園の法人に決定

*東保育園については，市内太陽の子保育園の法人に決定

平成24年度市立さくら保育園民営化事業主公募あり。

再度エントリーする。

*しらうめ保育園については，羽村市内の区画整理地に該当するため，新園舎の場所がある程度決まってから民営化することとなり，民営化の時期が延期された。

*本法人がさくら保育園の事業主決定。25年度より引き継ぎを行ない，26年度より運営することとなる。

さくら保育園園長予定者 勝山真澄（現かやの実保育園副園長）

主任予定者 山中知美（現かやの実保育園主任保育士）

さくら保育園園長を含む市役所職員，園長，主任予定者，さくら保育園保護者による三者協議会を設置し，定期的な話し合いを進めていく。4月より開始。合同保育による引き継ぎは11月から行ない，1月からは担任予定者が週に2

～3回程度訪問し、合同で保育を行う予定。

4. 児童定員

平成22年度園舎の建て替えを行ない、23年度より90名定員から110名定員に変更となる。各年齢、定員数よりも2名増の面積を確保したため23年度、24年度ともに最大の122名の入所であった。25年度においては、年長児クラスでどうしても本園に入園したいとの希望が有り、定員より4名増の24名受け入れとなる。0歳児においては、定員通り12名であるため、途中入所2名は想定されるため、122名スタート、最大124名になることも有り得る。

5. 職員定員

(1) 平成25年度職員体制

職員定員24名 正規職員23名 常勤的職員0名 園医1名 その他数名
予定職員40名 正規職員26名 常勤的職員0名 園医1名 その他13名(2名派遣職員)

平成24年度退職者

浅井麻理奈(保育士)

*昨年1年契約で採用した職員4名を正規雇用とする。

*原島保育士育児休業代替職員1名あり。原島保育士1月復帰予定、代替職員はさくら保育園合同保育に伴い、1月より正規雇用職員となる。

(2) 職員配置の基本姿勢

平成10年2月18日付厚生省通知(児発第85号9により、最低基準保育士の定数のうち正規職員は8割以上とし、平成10年4月1日より実施としている。また、給食業務の外部委託を可とし、調理員の必置規制を緩和した(児発第85号)。

本園の職員配置は、上記の通り、最低基準職員はもちろん、基準外職員すべて正規採用を前提とする。基準配置正規職員は34名、基準外職員2名の内1名は延長保育職員(正規配置)、1名は短時間職員(フルタイムパート)である。なお、定員外入所児童の関係で、基準外正規保育士が基準内職員となる場合には、状況により常勤的保育士、あるいは半日パート保育士を1名雇用する。

6, 実施事業

(1) 保育事業

後段, 各部署事業計画参照。

(2) 地域支援事業, 地域との関わり

① 子育て相談室, わらべうたとあそびの広場

わらべうたとあそびの広場は「花いちもんめ」と命名した。

育児相談事業では, 実際には相談内容の中心は保育所への入所問題である。現状では, 育休明けの職場復帰ができない, 年度途中で転入してきても保育所に入所できず, 内定していた職場に就職できない等多くの問題を含んでいる。

現在花いちもんめの広場事業はパートナー登録者が 301 名, 平成 24 年度は 71 名の登録があり, 28 名は昨年度以前から継続参加している。月 1 回(年間 11 回 8 月なし)の活動であるが 20 ~ 30 組の親子が常時参加している。

23 年度より新園舎内やまびこ室にて活動

*各月の活動内容等詳細は担当者資料参照。

<平成 25 年度に向けて>

・新園舎のホール「やまびこ室」にて園独自の事業として行なう。年間 6 回(保育展含む)の出前保育を行なう。

<平成 26 年度に向けて>

・C 型広場事業の申請をする。

② わらべの実

わらべの実は卒園児を中心に近隣の小学生 1, 2 年生を対象とし, 毎週 1 回, 年間 30 回を目安に活動している。

平成 4 年度よりスタートし継続している。わらべうた遊びを中心に担当保育士が当番制で行なっている。年間計画に沿って進められ, 7 月, 12 月, 3 月は在園児との交流の場を設け, わらべうたや覚えた詩を披露する場としている。

今後も本園の事業として行なっていくために, 担当者の話し合い等計画的

に進め引き継ぎを徹底する。

③お年寄りとの交流，地域との交流

＊詳細は世代間交流係資料参照。

羽村栄町地域老人会，長寿会との交流を計画し，昔からの伝承遊び等を教えて頂き交流している。

平成21年度より新たな取り組みとして，地域の方を講師として招き，干し柿作りやうどん作り，流しそうめんやジャガイモの種植え体験をさせて頂いたりした。今後も地域の方との交流を深める。

④実習生，職場体験中学生，ボランティアの受け入れ

次世代育成教育の一環として積極的に受け入れを行なう。羽村市，瑞穂町の中学生を受け入れてきたが23年度より，福生市の中学生も受け入れる。24年度は青梅市からの依頼もあり受け入れたが，日程が集中してしまい，3校合わせて15名の中学生がいた日があった。羽村市の中学生を優先し，他市については人数や日程の調整をお願いする。

(4) 家庭福祉員との連携

平成22年9月より家庭福祉員との連携事業に取り組み，園内での交流，公園での交流等行なう。毎月の広場「花いちもんめ」の誘いや，おたより等配布。こまめに連絡を取り合う。また，毎月家庭福祉員の検便を行なう。園医による児童の健康診断を年間2回行なう。24年度においては，年間5回ほど，家庭福祉員がつかず，子どものみの保育を行なった。(家庭福祉員の急病，急用)家庭福祉員宅児童の児童表を保護者の方に記入依頼し，保護者から直接園で預かり，対応した。今後の連携においても同様に対応する。

(5) 職員の専門性の充実

会議の持ち方や進行の方法について，年間3回の総括会議，月案会議，学習会，運営委員会は，責任者が話し合う議題を予め配布し，各自意見をまとめておき，当日議論できるようにしている。この方法で各部会や委員会においても進めるように，各リーダー職員，運営委員は改善していくこととする。

(6) はむら保育展

羽村市の保育園公私立全園で取り組んでいる保育展も24年度で第18回を迎える。羽村市では新規事業として保育展関連公立保育園参加費を創設した。

25年度の日程は11月30日（土）、作品展示は前倒しで展示（11月26日～11月30日）する事が決定している。

7. 中・長期計画

(1) 「わらべうたとあそびの広場」の助成事業化

「わらべうたとあそびの広場，花いちもんめ」の地域支援事業は，町内会の栄会館を借りて活動してきたが，平成23年度より新園舎にて行う。C型の広場事業として市役所に申請したが，羽村市内にはA型の広場事業施設が整っているため，予算等の理由により24年度からの事業としては認められず，25年度のからの事業としても認められなかった。今後も事業実績を報告し，申請し続ける。

表5. <例>ある月 地域支援事業一ヶ月の活動例

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			育児相談	絵本読み聞かせ	和サークル	
5	6	7	8	9	10	11
	育児相談	わらべの実	伝承遊び 長寿会	ポニーと遊ぼう	和太鼓	
12	13	14	15	16	17	18
	育児相談	わらべの実	うどん作り	花いちもんめ	敬老会	
19	20	21	22	23	24	25
	敬老の日	わらべの実	伝承遊び 長寿会	秋分の日	和太鼓	
26	27	28	29	30	31	
	育児相談	わらべの実	うどん作り	わらべうた サークル	和サークル	

(2) さくら保育園受託，引き継ぎ，合同保育，三者協議の進め。

26年度よりさくら保育園へ移動する職員の人選を25年10月までに行なう。主な移動者（園長，主任，乳児リーダー，幼児リーダー，栄養士1名，看護師）は決まっている。

かやの実，さくら含め新規採用職員については新卒者を中心に各大学に求人依頼する。現在，さくら保育園で働いている非常勤職員で就職希望があれば対応する予定。

(3) さくら保育園民営化支援

平成25年度は，さくら保育園の民営化に向け，かやの実保育園で人的，資金的支援を行う。

(3) ホームページの見直し

23年度より，園舎が新しくなり，定員も90名から110名と増え，変更されたことも多い。

ホームページそのものの見直しも含め，検討する。

(4) 新園舎の2年点検

平成22年度施設整備事業の最終点検となる。実施対象はかやの実保育園，実施担当は象地域設計，石川建設。

(5) マニュアル，就業規則について

当面，iPadを購入し，諸規定，業務マニュアル，通知通達，事業計画並びに事業計画を入力し，各クラス常時見られるようにする。最終的には各自1台体制とし，必要な会議資料等を入力し，ペーパーレスの会議を行う。25年度はiPad11台を先行導入し，運用テストを行う。

(6) かやの実保育園長期修繕計画の作成

株式会社象地域設計へ委託予定。

(7) さくら保育園の建て替え検討準備

平成27年度さくら保育園改築に向け，改築プランの検討を行うため，設計コンサルタントと業務委託契約を行う（委託候補：象地域設計）。

なお，この業務は平成26年度からさくら保育園にて実施する。

8. 平成 24 年度施設会計予算

表 6. かやの実保育園平成 25 年度当初予算額 (案)

区分	収入	支出	差額
経常活動による収支	201,269,960	195,173,670	6,096,290
施設整備等による収支	0	426,600	-426,600
財務活動による収支	0	756,171	-756,171
予備費			3,051,317
当期資金資金収支差額合計			0
前期末支払資金残高			17,629,247
当期末支払資金残高			17,629,247